

予算特別委員会会議録(3)(令和7年1定)			
日 時	令和7年 3月 7日(金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時06分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	前田委員長、小貫副委員長・新井田・酒井・橋本・松岩・中鉢・面野・中村(岩雄)各委員		
説明員	総務・総合政策・財政・教育各部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、橋本委員、中鉢委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。白川委員が新井田委員に、松井委員が酒井委員に、平戸委員が中村岩雄委員に、横尾委員が橋本委員に、佐藤委員が松岩委員に、中村吉宏委員が中鉢委員に、下兼委員が面野委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、自民党、共産党、立憲・市民連合、みらいの順といたします。

公明党。

---

○橋本委員

○市政アンケートモニター事業費について

私からは、市政アンケートモニター事業についてお聞きいたします。

まず、このような事業を初めてされるということですので、具体的にどのような事業で、どういった目的があるのかも含めて御説明ください。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

市政アンケートモニター制度につきましては、市民のニーズを適切なタイミングで迅速に把握するとともに、市政の市民参加を図るため、オンラインでアンケートを都度、配信するインターネットアンケートモニター制度を導入し、回答実績に応じてデジタルギフトによる謝礼を進呈するものです。

○橋本委員

では、モニター制度ということですので、モニターとして登録することとなると思うのですが、募集人数、また募集方法について御説明ください。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

モニター会員の募集についてですが、市内在住の方で1,000人程度の会員登録を想定し、広報おたるやSNSで募集いたします。その結果、登録人数が不足することが考えられますので、その場合は不足人数プラスアルファの人数を無作為抽出して案内はがきを送付し、登録を依頼いたします。

○橋本委員

このモニター制度を登録する場合に、個人情報の登録もされると考えて間違いないでしょうか。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

モニター会員として登録していただく場合には、住所、氏名、年齢といった情報を登録していただく形になります。

○橋本委員

では、このモニターの対象者は、特に年代を絞ることはないと思うのですが、インターネットを介するということで、登録される参加者の年代によって差が出る可能性もあるのではないかと考えています。

例えば、令和5年度小樽市自治基本条例アンケートなどを見ますと、紙ベースではありますけれども、18歳から29歳の若い方が8.8%という、N値が少ない状況ではありますが、逆にインターネットを介することで高齢者の層が薄くなってしまふ懸念はありますでしょうか。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

モニター会員の年齢の偏りといったことについての懸念ですが、モニターの募集は2段階で行いますので、広報やSNSで募集した際に、例えば年齢に大きな偏りが見られたのであれば、案内はがきによる募集の際に薄い層の方に集中的に送付するように抽出して送付することで、偏りに補正をかけるようにしたいと考えております。

○橋本委員

兵庫県芦屋市は人口が約9万3,000人のところですがモニター制度を設けていまして、住民基本台帳から無作為に選んだ18歳以上の方に同じように協力依頼をして、承諾いただいた中から100人をお願いしているということです。

年齢は今お話がありましたが、この場合、お住まいの地域というのも考慮して、全体的に偏らないようにしているようなのですが、その辺はどうでしょうか。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

会員登録の方の住まいの偏りということかと思うのですが、これにつきましても先ほど申し上げたように、広報、SNSで募集した際に大きな偏りが見られたということであれば、薄い層の方に集中的に送付することで補正したいと考えております。

○橋本委員

1,000人は結構多いかなと思うのですが、まず1,000人がバランスよくしっかり登録されるように、2段階でくださるといことなので、期待したいと思います。

市民ニーズを適切なタイミングで迅速に把握すると今、説明していただきました。ということは、今後、行う事業に対して、令和7年度に関しては様々な新しい事業も始まりますが、これに対するアンケートなのかという印象でありました。簡単に言うと、例えば、公園を造るのでどういう遊具を御希望ですかみたいな感じで、事業に対するアンケートになるのかという印象です。

実際にどのようなことへのニーズ把握を考えているか、具体的に御説明できればお話しいただいて、また、都度、配信となっていますけれども、どのぐらいの頻度を想定しているのかも併せて御説明ください。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

小樽市総合計画の市民アンケート指標に係るアンケートのほか、現時点ではどのようなアンケートを実施するかは未定ですが、各部が実施するアンケートを予定しております。

また、アンケートの回数は年間5回から10回程度を見込んでおります。

○橋本委員

先ほどの説明の中に、併せて市政への市民参加を図るためともあったかと思うのですが、それには自身の声がどのように市政に反映されているかを実感できるところが肝になってくるのかと思うのです。1,000人という中でアンケートなので、具体的に自分の挙げた意見がしっかり施策になるみたいな実感というのは、多少難しいのかと思うのですが、実感を得られるようなやり方もまた一つ必要なことではないかと思っています。

例えば、埼玉県越谷市も市政モニターをやっています、こちらは、非常に少ないですが、人口が34万人に対して公募により20名です。20名のモニターの方は、アンケートだけではなくて市の研修会などに参加されたり、毎月のように同じテーマのアンケートを繰り返し継続的にするということがあります。例えば、広報こしがやに対して、またテレビ広報番組に対して、市長がお話しされているラジオ広報番組に対して、これを毎月、任期中はされるということです。あと、研修が任期1年間の中で3回、それから新庁舎建設事業の説明を受けたりとか、市議会の傍聴、質疑応答をされる。最後には、懇談会として市長とお話しをして、市政モニターの活動報告なども参加者がされると、アンケートだけではなくて、かなり積極的に市政に関わるという方法を取っている自治体もあります。このようにしっかり市政に参加していると実感が得られるのも非常に面白いと思いました。

先ほども挙げた事例なども含めて、このような方法について何か見解をお話しいただけたらと思います。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

今、他都市の事例を様々に御紹介いただいたのですが、それぞれ様々な目的で、様々なトピック、取組がされているということで考えております。

今回、事業費として計上させていただいておりますのは、市民に対するアンケート調査を迅速に行うということでこの制度を考えて御提案しているところでございます。

○橋本委員

これまで小樽市も様々な事業に対してアンケートをしてきました。直近のものは大体、見させていただいてます。紙ベースではなくインターネットを介することで、労力や費用なども軽減されて迅速に把握できる利点を生かしていくということですが、これまでと変わらないようなアンケートを取るというスタンスだと、せっかくなのにすごくもったいないなど。仕様を変えていくタイミングで、いろいろなアイデアを各部で上げていくということも想定されるということなので、様々なやり方をまた検討していただけたらと思います。

1,000人という人数を設定されているのですが、本市のモニター数の設定に何か根拠はありますか。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

モニター数の設定につきましては、他都市の事例から登録者の6割程度の回収率を見込んでおります。登録者が目標どおり1,000人確保できた場合、600件程度の回収数となり、本市の場合、必要となる400人程度を確保できるため、1,000人を目指すということにしております。

○橋本委員

6割の返答があるとかなり精度の高い内容になるのではないかと思います。1,000人募集するというのはすごく、一つハードルがあるのかと思いますけれども、600件を目標にということで理解いたしました。

このアンケートの結果なども含めて公表などはどのようにする予定でしょうか。また、大体1年間の登録というのが他都市でも多いのですけれども、会員の任期の考え方についても併せてお答えください。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

結果の公表につきましては、これまでのアンケート調査と同様に、各部においてホームページなどで公表することになるものと考えております。また、会員の任期につきましては未定ではありますが、数年としたいと考えております。

○橋本委員

繰り返しになりますけれども、せっかく制度が変わって迅速な対応ができる、そこで少し作業が減るのであれば、いろいろなやり方をもってよりよく、また、参加される市民が市政に参加している実感が得られるようなつくりをしていただきたいと思います。

先ほども申し上げたように、令和5年度小樽市自治基本条例アンケートの中に、「現在の小樽のまちづくりにおいて最も不足しているものはどれですか」という設問に、全ての年代で一番多かったのが、「市民のまちづくりへの関心が不足している」、平均で約53%というものがありました。今回の予算は、市民、民の力を引き出すということは、繰り返しになりますが、この市民の声が形になる、実感が得られる、観光の見える化などといったこと全てが含まれるのかと思うのですけれども、実感を共有できることが必要なのではないかと思います。

最後に一つお話ししたいのが、東京都品川区は規模がかなり大きいのですけれども、しながわウェルビーイング予算というのがあります。予算が、2024年度で約38億4,000万円とかなり大きいのですが、一般会計の1%に当たる予算です。財源の余裕があるわけではなくて、当然、行政評価をしっかりと区の全事業を見直して、ひねり出したということです。

このウェルビーイング予算のお話をなぜするかというと、全区民に対してアンケートを取った結果、区民が抱えている不安や不満の負を取り除くという予算をつくりたいという思いで区長が率先してされたと聞いています。こ

の全区民というのが小学校1年生からなのです。小学生から中学生に4問ぐらいのアンケート、高校生以上は10問ぐらいのアンケートなのですけれども、アンケートがしっかり予算に関わるような形にもっていったら、本当にすばらしいと思うのです。

お聞きしますけれども、モニター事業は、令和8年度以降、予算編成にも関わるように声が形になる実感になると私は思います。こちらの見解をお聞かせいただきたいと思います。

○(総合政策) 企画政策室島谷主幹

この制度によるアンケートは様々なものが想定されます。例えば、小樽市総合計画の指標の推移を把握するためのアンケートであれば直接、予算編成に反映されるものではありませんが、新規事業検討に当たってのニーズ調査といったものであれば、予算に反映され、声が形になる実感を得られるのではないかと思います。いずれにいたしましても、本制度の有効活用に努めてまいりたいと考えております。

○新井田委員

◎AI・RPA関係経費について

初めに、AI・RPA関係経費について伺います。

以前に自治体DXの質問の中でもお聞きしておりましたが、伺っていききたいと思います。

こちらはデータ入力などの単純作業を縮減し、業務の効率化を図るためのRPAや、AI-OCRなどの利用に要する経費として計上されておりますけれども、具体的な内容、予算の内訳をお示してください。

○(総合政策) デジタル推進室今井主幹

まず、本事業の内容と内訳についてです。RPAの関係経費につきましては、まず自動でロボットに処理させるために、どういった処理をさせるのかというシナリオを作成する必要があるのですが、職員がそのシナリオを作成する際に、実際に専門的な知識のある方が横について、ハンズオンという形でその作成を支援してもらうということでシナリオ作成支援の委託業務で275万円、また、RPAのシステムとAIによる文字読み取りシステムの保守を含む委託料として515万円、RPA以外で音声データの文字起こしを行うための会議録作成システムで約40万円となっております。

○新井田委員

毎年度少しずつ事業費が減っているようなのですけれども、毎年度かかる固定費みたいなものはあるのでしょうか。また、毎年度に限らず、年度をまたいで発生し得る固定費やランニングコストのようなものもあれば、大体の金額も含めてお聞かせください。

○(総合政策) デジタル推進室今井主幹

先ほど御説明した経費の内訳について、おおむね固定的な経費と言えるのですが、ランニングに係る固定的なものとしては、システムの保守やシステムの利用の基本料になりますが、年度で変わる部分としましては、AIによる文字読み取りの部分について、読み取り量により重量的な費用がかかる部分がございます。今年度、前年度より予算が下がっている部分については、これまでの文字読み取りの実績、それから来年度の見込みなどから、重量課金分の部分で50万円ほど下回っているものであります。

それ以外に臨時的な経費というもので言いますと、令和6年度に会議録作成システムを搭載しています端末を入れ替えましたことから、その新しい端末へシステムを再構築する際に約3万円の経費がかかっております。

○新井田委員

保守にかかる部分は、ランニングコストに資するところも分かりました。また、臨時の部分も少しずつはあることが分かりました。

それでは、RPA化についてなのですけれども、令和4年度から予算がついて進めていっていると思いますが、

実際のRPA化した業務内容として、令和4年度では労働実績調査の報告書作成や年末調整業務など七つの業務に導入して、データ入力作業の自動化などにより、約300時間の削減効果があったとの御答弁も以前いただいております。また、令和5年度でも学校開放事業や軽自動車税申告書入力など五つの業務で導入を決めていたというところで、以前の御答弁では5業務の選択時の試算値は年間で約430時間とのことでした。

では、令和6年度でRPA化した業務、また削減時間の計算値も分かればお示しください。

○(総合政策) デジタル推進室今井主幹

令和6年度に作成したRPAの実績ですが、今年度、新たに完成したシナリオは、新型コロナウイルス感染症予防事業などの5業務を選定した際の見込みですが、削減効果時間は約615時間となっております。

○新井田委員

着実に削減し、業務も単純作業をしっかりとRPA化しているということが分かりました。

それでは、単純作業の業務の効率化、また業務時間の削減という部分で、AI・RPA関係の現在の課題というのは何か整理されておりますでしょうか。あれば、お聞かせください。

○(総合政策) デジタル推進室今井主幹

RPAの現在の課題についてですが、これまで職員自身がシナリオを作成するスキルを身につけられるようにというところを考えながら、シナリオ作成については伴走型の作成支援というのを受けてきたところであります。これまでも幾つかRPAのシナリオは出来上がってきていますが、現状としましては職員単独でどんどん新しいRPAのシナリオをつくっていきけるかという、まだそこまでは至っていないといった状況でございます。

○新井田委員

私もシナリオをつくるという部分では、やはりなかなか難しい作業なのだというところも調べていて思いました。そのまま委託されているのかと思っていたので、伴走型で今進められているということで職員の方も少しでも覚えながら、教えていただきながら進めているのだということが分かりました。

削減の効果も目に見えて削減時間という形でも分かりやすく出る反面、先ほども申したとおり、専門性の問われる管理が必要になってくるところでありますけれども、可能な限り自分たちで管理できるようにならないかという点では、どのぐらいの可能性がおりますでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室今井主幹

専門性の部分に関して申し上げますと、現状としましては、職員単独で新規のシナリオの作成ですとか、大がかりな改修を全てできるかという、そこまではまだ至っておりませんので、今後、継続して、これまで作成したシナリオなども含めて管理していくには、当面、現状のような伴走支援を受けながらスキル向上などに努めていく必要があると考えております。

○新井田委員

やはり、それだけ専門性が問われるお仕事だということが分かりました。

それにしても、自治体のDX、RPA化を着々と進められているかと思しますので、引き続き全庁的に進めていただきたいと思います。

◎デジタル外部人材関係経費について

次に、デジタル外部人材関係経費について伺ってまいります。

以前より我が会派で、高橋元議員、また秋元議員より外部人材の活用についてなどを質問してきました。民間の知見を生かして本市のDXを推進するため、専門的な知見からアドバイスや技術的な支援を行う外部人材を招聘するというものになっているかと思うのです。こちらは総務省の地域活性化起業人も来ていただいているかと思いません。予算の主な内容と金額内訳をお示しください。

○(総合政策) デジタル推進室今井主幹

デジタル外部人材の関係経費の内容についてですが、現在3名の外部人材に来ていただいております、1名が行政情報アドバイザー、あと2名が地域活性化起業人となっております。

まず、行政情報アドバイザーとしては、CIO補佐官として全庁的なDXの推進のために専門的な知見からDX全般に係るアドバイスや、現在、進めておりますシステム標準化に関する道内他市の情報提供などを受けながら、大きな部分での助言、支援等を受けておまして、経費としては約740万円でございます。

地域活性化起業人については2人来ていただいておりますが、まず、情報システム活用担当として来ていただいている方につきましては、ポータルサイトのリニューアルやTeamsの導入によって今後、業務での利用の増加が見込まれるマイクロソフト365の利用活用支援について民間の知見から情報やアドバイスなどの提供支援を受けております。経費については約590万円となっております。

もう1人の地域活性化起業人、庁内のDX推進担当の方につきましては、デジタル技術を活用して庁内の業務改善ですとか、また、専門的な知識を生かして幅広いDX推進に関するアドバイスや支援を受けておまして、令和7年度予算としましては、7月に着任予定としておりますので、経費としては約440万円を計上しております。

○新井田委員

それぞれしっかり役割を持って来ていただいているということが分かりました。

こちらは令和4年度から予算がついております。令和4年度から派遣していただける企業をプロポーザル方式で選定して来ていただいていると思いますが、令和4年度と令和5年度でそれぞれ約1,200万円の事業費でした。令和6年度からは約500万円増えているという部分の理由をお聞かせください。

○(総合政策) デジタル推進室成田主幹

ただいま答弁いたしました外部人材3名のうち、マイクロソフト365の利活用を支援するための情報システム課長担当である地域活性化起業人が、令和6年7月から2人目の企業人として新たに派遣されたことに伴う経費分が増額となっております。

○新井田委員

それでは、このデジタル外部人材関係経費では、総務省の地域活性化起業人の活用をしてきていると思うのですが、こちらは以前にもお聞きしました派遣期間の制限があったかと思えます。令和4年6月から来ていただいている方は令和7年6月が最大の期限予定だったかと以前の御答弁を聞いておりましたが、令和7年度からはどうなりますでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室今井主幹

令和4年度から派遣で来ていただいております庁内DX担当の起業人につきましては、任期が今年度末で終了いたします。ですが、今後も本市のDX推進に関しまして専門的な知識を持った人材の支援が必要と考えておりますので、令和7年度以降も庁内DX推進担当の起業人の派遣を受けたいと考えております。

○新井田委員

少し早まったというところですね。

また、プロポーザルの公募をするというところで、令和7年度で新たに募集する人材の役割はどういったものになるのでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室今井主幹

令和7年度に新たに募集する起業人につきましては、今年度末で派遣が終了する起業人と同じ役割の庁内の業務改善ですとかDX推進の支援をしていただける人材派遣を引き続き受けたいと考えております。

○新井田委員

改めて派遣になることになるとは思いますが、この派遣期間はリセットされると思うのですが、最大3年間

来ていただける制度は変わりないでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室今井主幹

制度的な意味での派遣の上限3年間という点については、変更はございません。

○新井田委員

可能であれば、やはり3年間しっかりと来ていただけたらありがたいと思います。

別の民間の委託先から新たな外部人材に来ていただくというところでは、新たな知見など情報のアドバイスを取り入れられる機会が生まれるということで、とてもよいのではないかと思います。来ていただいている上で都度課題の整理などされておりますでしょうか。今回であれば委託先が変わることによる課題などはいかがでしょう。

○(総合政策) デジタル推進室今井主幹

今年度末をもって任期が終了するというところで、起業人が入れ替わるということに関しまして、本市の場合は引き続き支援を受ける必要がありますので、同一企業から受けられない場合については、新たな人材を派遣してくれる企業をまた探さなければいけないといったところに課題を感じております。

○新井田委員

今の人材不足という部分では、大事な課題、しっかり受け止めなければならない部分かと感じます。

令和4年6月から来ていただいて、令和6年度にも1名追加して来ていただいておりますけれども、実際に本市の自治体DXに向けての様々な知識や情報、アドバイスなどを受けられてきたかと思えます。外部人材の実績としては具体的にどのように活用されてきましたでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室今井主幹

これまでの起業人の活動の実績につきましてですが、まず、令和4年度から派遣を受けております庁内DX推進担当につきましては、庁内の困り事相談ということで各職場の課題についての相談事を受けまして、デジタル的な技術を用いた解決方法の提案ですとか、あるいはそういった解決のための作業支援などを行ったり、庁内のペーパーレス化に向けての取組ということで、ペーパーレス会議に使用するタブレットとかシステムの利活用の支援ですとか、それ以外の答弁調整などもペーパーレス化する支援などを行っていただきました。また、民間企業の知見から、ビッグデータ活用システムの利活用というものも起業人からの提案をいただいたものであります。

また、もう1人の情報システム活用担当の起業人につきましては、派遣を受けてからまだ8か月ではありますが、マイクロソフト365の利活用の一つとして、庁内の情報共有をスムーズに行えるコミュニケーションツール Teams の全庁展開に当たりまして、利用のガイドラインの策定、利用マニュアルの作成などについての助言をしていただいたほか、操作方法の研修会で講師をしていただくなどの支援を受けております。

○新井田委員

専門性のある民間の方に来ていただくと、専門にたけていて、しっかり全庁的にもアドバイスなどを受けて解決されてきたことがあるということが分かりました。

自治体DXについて着々と進んでいると感じておりますけれども、庁内と違う環境において得た知識や情報など、活躍する機会というのが本当になかなかない中で、民間からこういった方に来ていただいているのを意識して活用していくべきだと思います。人材育成の観点では活用できておりますでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室今井主幹

人材育成の活用について、市職員の研修としてビッグデータ活用システムの研修ですとか、Excel研修、Teams研修などの講師をしていただきました。また、困り事相談では、原課の課題解決について単に提案するだけではなくて、伴走しながら課題解決に取り組んでいただきましたので、そういった意味でも本市の人材育成の一助になったのではないかと考えております。



○新井田委員

日常的な部分も含め、しっかりと知識・知見を生かして育成されているということが分かりました。

質問は以上なのですが、せっかく進めてきているこの自治体DX、そして来ていただいている外部人材の方、いつまで来られるかもあるのですけれども、来ていただいているうちに活用していただいて、先ほどのRPAの部分についても、シナリオの難しい構築の部分もありましたが、自治体のみで使いこなす、管理するというのもなかなか難しい部分でもありますけれども、そこまでには経験も時間も必要になるかと思えます。

ただ、一定水準は身につけられるもの、スキルにしていただいて、自分事で技術なども得て、それを先々に引き継いでいく部分も少なからず多いと思えます。続けていかなければならないという部分もあると思うので、そういった意識も先々を見据えて大事ではないかと考えます。今後ますます本市のDX、そして人材育成を、外部人材の方々を意識して、活用していただいて、ぜひ進めていただきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

---

○中鉢委員

◎合同部活動と地域移行について

まず、拠点校方式による合同部活動と地域移行についてというテーマで、質問させていただきたいと思えます。

現在、本市では拠点校方式での合同部活動を進めておりますが、部活動に関する予算としては、主に部活動指導員配置促進事業、部活動改革推進事業の二つになると思えますが、令和5年度からの予算の推移についてお示しください。

○(教育)教育総務課長

部活動指導員配置促進事業費につきましては、令和5年度は392万4,000円、令和6年度は626万6,000円、令和7年度は488万9,000円となっております。

また、部活動改革推進事業費につきましては、令和5年度は281万6,000円、令和6年度は737万6,000円、令和7年度は545万6,000円となっております。

○中鉢委員

来年度は、拠点校方式による合同部活動に、新たに英会話が加わると聞いております。そう考えると、普通に考えれば予算は増えると思うのですが、御説明いただいたように、部活動改革推進事業費が昨年737万6,000円に対して545万6,000円と、部活動指導員配置促進業務費は626万6,000円に対して488万9,000円と、こちらも減少しております。部活動改革推進事業費、部活動指導員配置促進事業費の減少の理由についてお示しください。

○(教育)教育総務課長

部活動指導員配置促進事業費の予算減につきましては、令和6年度の予算を算定しておりましたときには部活動指導員の見込みの数で出しておりましたが、前年度に部活動指導員をやっていたいただいた方の都合によって、次年度以降、部活動指導員はできなくなったということもありまして、事業費等は減っております。その分につきましては、学校の教員に顧問指導員をやっていただきまして、部活動としてはきちんと行われているという状況でございます。そういったことから、令和7年度は、その実績に合わせた形で予算を算定したところ488万9,000円という形になっております。

部活動改革推進事業費につきましては、令和6年度につきましては、新設した部活動のユニフォーム代も含まれておりました。また、令和6年度実施するとき、拠点校として参加する予定の学校があったのですが、そちらの学校が、新年度になりまして子供の希望を確認したところ、単独校で部活動を行えるということになったものから金額が減少しております。令和7年度の予算を積算するときには、実績を活用して予算を立てているところがございます。

#### ○中鉢委員

部活動の地域移行、そして拠点校方式での合同部活動については2年が経過しようとしているわけですが、現時点で地域移行、合同部活動について、生徒側の声、保護者、また民間団体のスポーツ団体、指導者、教職員など、それぞれどのような声が寄せられているのか、お答えください。また、現時点では、拠点校方式の部活動について、市としてどのような総括をお持ちなのか、お示ししたいと思っております。

#### ○(教育)教育総務課長

拠点校方式についての御意見や声というものでございますが、生徒の皆さんからいただいている声ということで、直接、私どもがお聞きしているものはあまりないのですが、学校経由で聞いているところによりますと、自分の望んでいた、やりたいと思っていた部活動が拠点校方式をすることによってできるようになったという御意見や、拠点校への移動の際にタクシーにより送迎等を行っておりますので、そういった面で非常に助かっているという意見はあるということをお話を聞いております。

また、直接、保護者からお聞きしているわけではありませんが、子供たちがやりたいと思っている部活動を選択することができるようになったという御意見をいただいているということでお伺いしております。

また、スポーツというお話があったのですが、私どもで聞き取りをしているのが、文科系の団体の指導者の方からお話を聞いたところによりますと、今年、新設したものであるということでございますが、華道と箏曲部になるのですが、やはりなかなか若い方に興味を持っていただく機会が少なかったところ、こういう部活動にすることによって興味を持っていただき裾野が広がっているという御意見もいただいているところでございます。

また、教職員からの意見といたしましては、これまで選べる部活動が少なかったところもありまして、拠点校方式により、これまでなら部活動できなかった生徒が好きな部活動を行うことができるようになり、また人数も増えて活発な部活動ができるようになったという御意見があったのですが、事務的な手続は少し増えているという御意見もいただいております。

#### ○中鉢委員

おおむね好評なのかというところが出ておりました。

それで、部活動改革推進事業費ですが改革という文字がありますので、事業名から今後もその使途や中身に対して従前と違う形のものでなっているのかと期待するのですけれども、部活動改革推進事業費とは何なのか。従前の部活動に関わる予算とどこが違うのか、今年度と来年度で使途に変更などがあったのか、お示ししたいと思っております。

#### ○(教育)教育総務課長

部活動改革推進事業費でございますが、部活動改革、令和5年度に拠点校方式を始める前は、各学校が単独で部活動を行っているとか、学校ごとに合同部活動を行っているというやり方をしていました。この中で、子供が減ったりとか指導者の関係とかで生徒たちが望む部活動を提供できなくなっていたという状況もございまして、こういったものを部活動改革として拠点校方式を導入していく、また、将来的には地域移行を目指していくという取組の中で行っている事業でございます。

内容といたしましては、在籍校から拠点校へ子供たちが移動する際の送迎の支援を行っていることや、新設部活動ができた際にはユニフォームの作成などを行っているところでございます。

今年度と来年度の違いということになりますと、今年度は新設の部活動のユニフォームの作成がございましたが、来年度はそれがない予定となっておりますので、子供たちの送迎の予算が計上されているところでございます。

**○中鉢委員**

令和5年第4回定例会一般質問におきまして、部活動の地域移行において地域スポーツ団体に指導を受けている生徒が公益財団法人日本中学校体育連盟の大会などに参加する際に、同行する地域スポーツ団体の指導員の旅費が出ないという点について質問させていただきました。その後、来年度からなど、この点について是正がなされたのかお尋ねしたいと思います。仮に是正がされた場合は、どのような規定が変更になったのか、お示しいただきたいと思っております。

**○(教育) 学校教育支援室南主幹**

地域スポーツ団体の引率者の旅費につきましては、現状として国や道の財政支援がないので、市の一般財源により予算化して旅費を支出するという事は難しいのではないかと考えておりますが、部活動の地域移行を進めるために子供たちが部活動をしやすい環境の整備であったり、保護者負担の軽減など、財政的な支援が課題となっていることから、地域スポーツ団体の引率者の旅費の予算措置も含めて、引き続き、北海道と市教育連絡協議会を通じて財政措置について要望してまいりたいと考えております。

**○中鉢委員**

ちなみにですが、小樽市周辺に限らずでもいいのですけれども、ほかの自治体でこのような旅費について、何かうまく取り組んでいる自治体はあるかどうか、お分かりでしょうか。

**○(教育) 学校教育支援室南主幹**

詳細を調べているわけではないのですが、ほかのまちにつきましても一般財源で実施しているところが多いという印象を受けておりますし、近隣の余市町、倶知安町も含めて、道内他都市でどういう状況になっているかを今後、調べていきたいと考えております。

**○中鉢委員**

部活動の域というのは、学業に限らず日々の努力から成功体験を得るといえるのか、そのようなものであると思っております。ましてや、中体連のような大きい大会に出るとなると、大きな成功体験になると思っておりますので、本当は国が予算措置をしていただけるのがいいのかと思っておりますけれども、例えば基金を活用するとか、そのような部分で、引き続き御検討いただければと思っております。

次に、新たな拠点校方式の合同部活動に英会話が加わるとお聞きしましたが、それに至った経緯について御説明願います。

**○(教育) 学校教育支援室長**

本市においては、これまでも小学校5年生、6年生と中学生を対象として英語を使った外国人観光客への観光案内等を通して、国際感覚を磨くことを目的とした小樽イングリッシュキャンプや、小学校3年生から6年生を対象としてALTとの会話や活動を通じて生きた英語を学び、英語の音声やリズムなどに慣れ親しむことを目的としたウィンターイングリッシュスクールを開催するなどしてきてきたところです。

コロナ禍が終了し、外国人の観光客が大きく増加している状況において、市教委の施策として観光として小樽市のグローバル化を担う人材を育成するための方策を考える中で、小・中学校の教員が会員である小樽英語教育研究会と協議するなどして、これまで各中学校に英会話部がなかったこともあり、中学生が英会話をより学ぶことができるよう拠点校方式による部活動で新たに英会話部を開設することに至ったという経緯になっております。

**○中鉢委員**

時流に見合ったというか、小樽市らしい新たな取組と理解いたしました。

英会話と聞きますと、リモートで、Zoomのようなものを用いるのも有用かなと思うのですが、どのような形

で、どの程度の頻度でこの英会話部の活動を実施していくのか、御説明願いたいと思います。

○(教育) 学校教育支援室長

英会話部の活動としましては、ALTの教員を講師としまして、委員がおっしゃいましたようにオンラインを活用した英会話を実施するとともに、実際に部員の皆さんで集まって英会話を学ぶ活動をまずは最初、月に2回ぐらいの頻度で実施するとともに、夏季休業や冬季休業中の活動も行っていきたいと考えております。

○中鉢委員

今回、英会話が拠点校方式の合同部活動に新たに加わりましたが、部活動として活動している競技で、団体スポーツでまだ合同部活動になっていないものがあるのか、ないのか。また、今後の合同部活動の可能性についてお尋ねしたいと思います。

○(教育) 教育総務課長

部活動として活動している団体のスポーツということで、複数名で必ずやっているようなスポーツということで考えますと、バスケットボールがあると思います。また、個人競技ではありますが、団体戦があるようなバドミントンや卓球もあると考えております。

今後の拠点校方式の部活動の可能性でございますが、現在こちらの競技につきましては、ほとんどの学校で単独で行うことができている状況ではございますが、今後、子供たちの希望なども見ながら合同部活動に変わっていく可能性もあると考えております。

○中鉢委員

後志の町村などに行きますと、生徒数が少なく、なかなかチームスポーツの競技ができないという話も聞いておりますが、この小樽市独自の拠点校方式しっかりと今後も進めていただきたいと思います。

◎物価高騰における本市の給食について

次に、物価高騰における本市の給食についてというテーマでお聞きしたいと思います。

全国的に給食費の無償化の議論がなされておりますけれども、昨今の物価高の給食の影響についてお聞きしたいと思います。あらゆるものが値上げされておまして、値上げされていないと思っても実は量が減っているというステルス値上げがあったり、皆さんも物価高に対して肌で感じておられるのかと思います。

今年度は、本市の給食費は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で足りない部分を充足されていますけれども、学校給食法では、基本的には受益者負担ですので収支均衡というのが望ましい形であるのかと思いますが、質問いたします。

単年度ごとの収支はどのようになっているのでしょうか。直近3年間でお示しください。同じく、給食費の見直しや改定は毎年行われているのでしょうか、直近3年間の推移をお示しください。また、物価高騰分として公費で補助をしている金額も、直近3年間をお示しいただきたいと思います。

○(教育) 学校給食センター所長

給食費の直近3年間の単年度収支につきましては、令和3年度は収入が3億4,890万円、支出が3億5,050万円。令和4年度は収入が3億7,276万円、支出が3億7,518万円。令和5年度は収入が3億7,343万円、支出が3億8,131万円であります。

直近3年間の給食費の改定見直しにつきましては、令和4年度に価格改定を行って以降、保護者負担分は据え置いている状況でございます。

また、物価高騰分としての公費による補助につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した補助を令和4年度から実施しております。令和4年度は1,494万円、令和5年度は2,734万円、令和6年度は3,657万円を補助しております。また、これに加えて令和4年度、5年度は4か月分、令和6年度は2か月分の給食費保護者負担分を無償化しております。

### ○中鉢委員

本市の給食の状況を調べたり、子供をお持ちの方からお聞きしますと、大変すばらしい給食だと聞いております。カロリーや栄養のバランスを考えて、そこに季節の行事を盛り込んで、食育の観点から海外の料理を提供する。私は、もちろん何十年前になりますけれども、比較すると、すごく進化をしていると思っています。

3月の給食だよりを見ておりますと、受験生応援献立として、とんかつ、鯉のフライや、納豆やなめこで粘り強くという意味を込めて、あんかけ焼きそばを「願かけ焼きそば」、具にまでこだわってウインナーは「winner」というものにかけていて、炒り卵は「入る」とかけて、ニンジンが桜形に切っていると。本当に徹底されていると思うのです。海外のメニューも、チリの家庭料理のカスエラ、ロシアのオリビエサラダ、ニュージーランドのクマラスープ、タイのヤムウンセン。全くもう聞いたことも食べたことがないような、知らないものばかりの世界の料理を食べることができると。そして、それだけに終わらず、それらの海外メニューには、その国の料理の資料もつけておられる。とても貴重な経験をされていると思っています。

このような給食のプランニングをされているスタッフの方の愛情とか熱意のようなものを強く感じるのですけれども、かつ給食費の枠内に収めるという努力もあるかと思うのですが、原材料費や調理費に置き換えられないものが給食の中にあると思います。

給食のメニューづくりや管理などはどのような体制で行っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

### ○(教育)学校給食センター主幹

給食の献立につきましては、食育や給食管理を行います栄養教諭が小樽市に3名配置されております。それと、小樽市の栄養士2名が学校給食センターに配置されておまして、5名で給食の管理を行っているところです。

### ○中鉢委員

地元のものを食べましょうという地産地消の考えというのは、結構多くの自治体であるのですけれども、そのレベルを超えて、国際文化の理解を促すようなレベルまでになっているのかと思います。共働きなどで家での食事が少しおざなりになってしまうような家庭であっても、昼に食べる給食がここまでバランスを考えられたものになっているというのは、父母の方々にしても大変、喜ばしいことではないかと思います。

この物価高におきまして、来年度の給食費の改定はやむなしといえますか、給食の値上がりというのはするものだと思いますが、令和7年度の給食費の改定は行うのでしょうか。また、どの程度になるのか、算出していれば御提示ください。

### ○(教育)学校給食センター所長

令和7年度の給食費保護者分につきましては、改定に必要な額を算定しており、小学校低学年で月額1,030円、高学年で月額1,050円、中学校1、2年生で月額1,250円、中学校3年生で月額1,220円で算定しているところでございます。

### ○中鉢委員

どの程度の値上げの幅になるか、おおよその増加率はお示しいただけますでしょうか。

### ○(教育)学校給食センター所長

前回改定した令和4年度の給食費から見ると、約24.7%の上昇と算定しております。

### ○中鉢委員

値上げの部分なのですが、来年度はどのように対応するのでしょうか。交付金を使うのかどうなのか、お答えいただければと思います。

### ○(教育)学校給食センター所長

改定に必要な値上げ分への対応につきましては、臨時交付金を活用し、値上げ分を補助することで令和4年度から据置きとする予算案を今定例会で御審議いただいているところでございます。

○中鉢委員

限られた予算の中で最高の給食を提供しようと、スタッフの方々が御苦労されているのはしっかりと伝わってきます。ぎりぎりの中であるからこそ、給食費の未払いというのは他者へ迷惑をかける行為となりますが、給食の質は落としてならないと思います。

多少の支払いの遅れを除いて、令和5年度の給食費を支払わない家庭はどの程度あったのでしょうか。人数や金額をお聞かせください。

○(教育)学校給食センター所長

令和5年度における未納者数と金額につきましては、2月末現在で未納者数は199名、未納額は397万円でございます。この間、収納率は98.3%となっております。

○中鉢委員

未納分の回収業務は学校が行っているのか、はたまた教育委員会が行っているのか、どこが行っているのでしょうか、お聞かせください。

○(教育)学校給食センター所長

未納の回収対応につきましては、給食センターに事務局を置く学校給食運営協議会という組織と学校が連名で納入催告文書を送付しております。

催告文書の集約、発送は事務局である給食センターで行い、未納分を納入する際は、基本は学校が窓口となって収納し、学校から学校給食運営協議会口座に振り込んでいただくという流れになってございますが、希望があれば直接、学校給食運営協議会口座に振り込んでもらう対応も行っているところでございます。

○中鉢委員

98.3%というのは特段、悪い数字ではないのかなとは思いますが、昨今のニュースを見ておきますと、広島県広島市が、学校が回収業務をするのではなくて教育委員会に回収業務を任せたと、一気に未払いが増えたというような事象も聞いております。小樽市の場合は学校と教育委員会がまとまって取り組んでいただいているということで、安心いたしました。

ほかの自治体でも給食費無償化の話もニュースになっておりますけれども、国でも完全無償化に話を今進めている段階であるかと思えます。完全無償化になると、実質、横並びといえますか、親は負担をしなくていい。そうすると求められるのが、それこそ給食の質になると思うのですが、先ほど来お話ししていますように、小樽市の給食は大変素晴らしいものであると思います。親が食べたい給食イコール親が食べさせたい給食なのかと思うわけです。

本市の給食が素晴らしいことをもっと発信をするべきだと思うのですが、何かそのような事業を行っているのでしょうか、お尋ねいたします。

○(教育)学校給食センター主幹

発信についてですが、毎月発行しています給食だよりや、週に1回、食育教材として学校での給食指導に活用している給食メモの発行に加え、小樽市のホームページに、新しい献立や地場産品を活用した献立、行事食などを提供した際に給食の写真と献立名や給食メモを添えて掲載しています。

令和6年度においては、しりべしコトリアード推進協議会の協力を得て、学校給食で提供した、しりべしコトリアードについてや、1月の全国学校給食週間における取組で、今年度の小樽市のテーマ「学ぼう！食べよう！給食でグルメツアー！～姉妹都市・世界の料理～」として特別献立を提供した際など、報道依頼をしまして数社に取材いただいているところです。今後におきましても、給食の取組につきまして様々な方法で発信を行っていきたいと考えております。

○中鉢委員

ここまでの給食を作っていたら、様々な調理器具も十分使いこなせる方々かと思いますが、

市の新しい施設ですので、設備としても新しいと思うのですが、設備として不足はないのか、現場からそのような声が上がっているのかどうか、お聞かせいただけますか。

○(教育) 学校給食センター所長

小・中学校29校、6,500食の調理を行っておりますが、施設的には不足はございません。また、調理委託業者からも不足があるという話は聞いてございません。

○中鉢委員

最近では冷凍技術も進んでおりまして、急速冷凍機などを使うと効率化も図れるかと思いましたが、分かりました。引き続き、美味しい給食を提供していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○松岩委員

◎不登校への対応について

不登校への対応マニュアルについて、昨年に起きた小学生が亡くなった事件の件で、前回定例会で質問しましたが、その後の経過について、新たな対応、マニュアルの進捗等について確認を行います。

まず、事件後の児童や保護者への心のケアというのは継続して行われているのか確認します。

○(教育) 学校教育支援室長

事件後の児童や保護者、それから教職員への心のケアとしましては、スクールカウンセラーを定期的に学校に派遣するとともに、学校と連携を取りながら、さらに臨時でスクールカウンセラーを派遣し面談するなどして、心のケアを継続しているところでございます。

○松岩委員

新たな対応マニュアルを作成されるということでしたが、その進捗、内容についてお聞かせください。

○(教育) 学校教育支援室長

不登校対応マニュアルの内容につきましては、不登校の基本的な考え方や未然防止、早期対応、長期化への対応を示すとともに、こども家庭センターや児童相談所などの関係機関との連携の在り方についても示しているということで作成しているところでございます。

進捗につきましては、マニュアルの内容について校長会やこども家庭センター、児童相談所、警察と協議しているところであり、年度内に完成する予定となっております。

○松岩委員

新たな対応マニュアルは、かなり数的な基準も盛り込まれたということですが、これまでと同様に、学校や教育委員会はしっかり連携して、また他の部署ともしっかり連携されることが重要だと思います。

前回も同じことを質問したのですが、様々な困難を抱える児童・生徒や保護者の対応の際に支援措置の申請情報が事前に分かれば家庭訪問などの対応に役立てることができるかということをお聞きしましたが、これが現在も同じような状況かを確認したいと思います。

○(教育) 学校教育支援室長

学校にとって児童・生徒に関わる様々な情報があることは、児童・生徒やその保護者への対応を多面的、多角的に考えることができることとなりますので、支援措置の情報もそれらの情報の中に含まれる場合もあり得ると考えております。

◎市政アンケートモニター事業費について

次に、市政アンケートモニター事業費について質問したいと思います。

先ほど公明党の橋本委員が質問された部分をお聞きしながら質問させていただきますけれども、まず、事業内容についてもう一度お聞かせください。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

事業内容につきましては、市民のニーズを適切なタイミングで迅速に把握するとともに、市政への市民参加を図るため、オンラインでアンケートを都度配信するインターネットアンケートモニター制度を導入し、回答実績に応じて、デジタルギフトによる謝礼を進呈するものです。

○松岩委員

あらかじめ申し上げておきたいのですが、私は基本的にこの事業に反対していません。新しい試みとして、大変すばらしく、いい事業だと思います。ただ、正しいやり方をしないと、結果が偏ったりだとか、正確な市民ニーズが把握できなくなることはもちろん、誤った議論を誘導したりだとか、もちろん市側にはそんな悪意はないと分かっておりますけれども、結果的に恣意的なデータの選択が行われることによって、市政の反映もおかしくなる懸念が一般的にあるのではないかということがあったので、質問します。

まず、アンケートの結果というのは、市政の反映を目的にしているということで理解してよろしいでしょうか。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

そのように考えております。

○松岩委員

謝礼の内容や70万円の予算の内訳をお聞かせください。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

予算の内容ですが、会員登録のための案内はがき郵送料が1,650件分で14万1,000円。謝礼として配布するデジタルギフトについて、年間1人当たり500円相当を1,000名分とし、手数料及び配信費用を含めて55万9,000円、合計で70万円です。

○松岩委員

まず、本事業を新規に導入するという事になった経緯をお聞かせください。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

導入の経緯につきましては、市民ニーズに合った施策形成を行う上で市民ニーズを迅速に把握できる仕組みの必要性を感じていたこと、オンラインのアンケートが一般的になってきたこと、令和7年度は小樽市総合計画のアンケートを実施予定であったこと、ほかの部でもアンケート実施の意向があったこと、これらのことから、本事業を実施することとしたものです。

○松岩委員

今、市民ニーズを適切なタイミングで迅速に把握とあったのですが、これはアンケートの実施から回収、結果が明らかになるまでどのぐらいの日数を考えていますか。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

設問の検討にかかる日数を除きますと、オンラインで回答したデータは即時に確認することができますので、単純な集計結果であれば、例えば回答期間を2週間とした場合、2週間で結果が出ることとなります。ただし、結果の公表までの期間となりますと、データの分析を行ったり体裁を整えたりする時間を別途要することとなります。

○松岩委員

市政への市民参加を図るというのも目的の一つですが、この事業は、そのことをどの点で達成したいと考えているのでしょうか。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

アンケート調査に回答いただいた時点で、市民参加となるものと考えております。

○松岩委員

本市では、今回、総合政策部が所管するという事ですが、広報広聴課ではなくて総合政策部が所管する



理由をお聞かせください。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

市政の声を聞く手段として、他都市では広報部門で所管している例が多いようでありますが、まずは小樽市総合計画などの市民アンケートなど、施策の推進の観点から導入するため、総合政策部企画政策室が所管することとしております。

○松岩委員

参考にした主な先進自治体の取組をお聞かせください。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

本制度導入に向けて参考にした自治体の取組につきましては、例えば、苫小牧市では「とまモニ」という名称の市政モニター制度を実施しており、市内に在住または通勤・通学する15歳以上で、市議会議員、市職員を除く方を対象にモニター登録に応募してもらい、登録者へ年間7回程度のアンケートを行うもので、アンケートの謝礼としては、抽選で地域通貨や図書券を進呈しております。そのほか、例えば千葉県成田市、石川県金沢市、兵庫県神戸市といったところでもおおむね同様の制度を実施しており、謝礼につきましては、デジタル通貨や図書カードなど様々となっております。

○松岩委員

今回の事業の具体的な手法をお聞かせください。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

事業の手法ということですが、まずモニター会員の名簿を作成するため、市内在住の方で1,000人程度の会員登録を想定し、広報おたるやSNSで募集いたします。その結果、登録人数に不足することが考えられますので、その場合は不足人数プラスアルファの人数を無作為抽出して案内はがきを送付し、登録を依頼します。

各部で実施するアンケートを都度メールで登録者に配信し、電子申請システム、L o G o フォームを使用してオンラインで回答してもらいます。1年間の回答実績等に応じて、デジタルギフトにより謝礼を配布します。これは継続的な回答数を確保するためのインセンティブとして、1人当たり500円相当程度を考えております。

○松岩委員

市民ニーズを把握する手法として、例えばパブリックコメント、市長への手紙、一般的に市で今まで行っていた謝礼のないアンケート、それから市議会への陳情や請願などが挙げられますけれども、それらとの違いを示した上で、この事業の効果や必要性についてお聞かせください。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

市民ニーズを把握する手法につきましては、パブリックコメント、市長への手紙、陳情、請願は希望者が自ら行うもので、主に特定の個人、団体の意見や要望を表すものです。アンケートは、市民の意識等を市の側から広く把握しようとするもので、謝礼の有無の違いは、回答率の違いが生じると考えております。

事業の効果につきましては、迅速に市民のニーズを把握することが可能となるので、デジタルで、より簡便に回答できることにより、これまで市へ意見表明してこなかった方も含め、市政参加と市政の理解促進につながることで、全庁的に利用することで、アンケート調査にかかるコスト削減につながるということを想定しております。

○松岩委員

次に、謝礼を出す理由については御説明いただいておりますので、効果をどう分析されたか、お聞かせください。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

謝礼を出す効果といたしましては、謝礼のない場合に比べて回答率が增加するものと考えております。

○松岩委員

今の一つ前の答弁の中で、違いについて確認しましたがけれども、例えば法的にできるかというのは別として、パ

ブリックコメントに答えた方、市長への手紙に回答していただいた方、請願や陳情をいただいた方に謝礼をあげるというようなことができる、できないはさておき、検討はされましたでしょうか。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

本事業を検討するに当たり、当室ではそういったことは検討してございません。

○松岩委員

まず、アンケートを取っていくということですが、年間に何回実施する予定ですか。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

小樽市総合計画の市民アンケート指標について行う予定であるほか、内容は未定ですが市民の意識調査を必要が生じた都度行い、年間5回から10回程度のアンケートを見込んでおります。

○松岩委員

必要が生じた都度という基準はどういった考え方でしょうか。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

これまでも庁内、市の中でアンケート調査を行っておりますが、各部においてアンケート調査を実施したいとなった場合に利用していただくということを考えております。

○松岩委員

今回は予算の制限がありますけれども、今のところ、どういう部署がアンケートを取るかを全く把握されていない中で、例えば年度がスタートして4月、5月とやりたいという部署がどんどんできて、年度末に予算がないときに、アンケートができないということも出てくるかと思うのですけれども、その辺りはどう考えていますか。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

ただいまのお尋ねは、謝礼の予算がなくなるということかと思いますが、謝礼につきましては年度内1回のお支払いを想定しております。

○松岩委員

極端に言えば、どういう仕組みで出すのか分かりませんが、何回アンケートを出しても最終的に答えていただいた方には謝礼が行き渡るから、謝礼上の予算が足りないということはないという理解でよろしいですか。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

ただいま申しあげましたとおり、年間1回ということで想定しておりますので、不足することは想定しておりません。

○松岩委員

となると、1回500円の謝礼で何回アンケートに答えてもらうのが気になるのですけれども、どう考えていますか。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

先ほど申しあげましたとおり、年間5回から10回程度のアンケートを想定しております。

○松岩委員

ということは、10回答えた方も500円がもらえて、1回答えた方も500円がもらえるということですか。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

制度設計はこれからになりますが、回答の回数がある程度を超えた方に謝礼をお渡ししたいと考えております。

○松岩委員

結構重要な部分かと思うのですが、その辺の制度設計をしないで今回、予算上程されたというのは、どうだろうか、いいのだろうか。ここを突っ込むと時間がなくなるのでやめます。

私が結構、気になっているのは、その謝礼の部分と、データの取扱いとかアンケートの取り方に偏りが無いかと

いうところですが。私も専門家ではないので正しいことではないかもしれないのですが、本事業は無作為抽出した市民に対してアンケートの回答をした人に謝礼を渡すのではなくて、応募型となっています。例えば忙しい人とか、スマートフォンが使えないとか、デジタル弱者の方、そもそもこの事業を知らないという人は参加できないのです。それで参加者を集めてもアンケートに偏りが出そうな気がするのですが、どう考えていますか。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

まず、忙しい人につきましては、簡便なオンライン化により参加促進になるものと考えております。逆に、参加できるのはオンライン回答が可能な方のみとなりますが、令和5年度に実施した小樽市総合計画に関するアンケートでは、郵送回答分とオンライン回答分で、結果の傾向は、おおむね同じ結果となっております。

また、本事業を知らなかったために参加しないという人ができるだけ生じないよう、周知に努めてまいりたいと考えております。

参加者が偏るという懸念につきましては、広報おたるやSNSへの応募が薄い層に対して、手厚く案内はがきを送付することで補正していきたいと考えております。

こうしたことから、従来型の無作為抽出による郵送のアンケートと比べ、調査結果に特段の偏りは無いものと考えております。

○松岩委員

今回は何に重きを置いているかだと思うのですが、回答率を上げるということであれば、無作為抽出の市民に対して謝礼をあげるほうがよほど回答率は上がって、統計的に正確だと思うのです。今回の限られた予算で1,000名を募集すると。先ほど、公明党の橋本委員も、年代、性別、地域の家庭について質問してはいたけれども、私も同じことを思っていて、それをどう補正していくのかというのが極めてよく分からなかったもので、もう一度御説明いただけますか。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

参加者が偏るという部分かと思えますけれども、これにつきましては、まず第1段階で、広報おたるやSNSで広く公募していただきます。その結果、薄い層が生じた場合、偏りが大きく生じた場合には、その薄い層の方々を無作為抽出して集中的に手厚く案内はがきを送付することで補正していくということで考えております。

○松岩委員

聞きたかったのが、アンケートの取り方です。これまでも市でいろいろなアンケートを実施しているのですが、個人的にこのアンケートの取り方が適切なのかと疑問に思うものが幾つかありました。

心理学の用語か何かあると思うのですが、バイアスという概念があります。質問の仕方や回答者の心理的な問題により、本来出べき結果とは異なる結果にあるということで、例えば、消費者満足調査で、この製品の感想を5段階で教えてくださいとアンケートに設問するところを、この製品の満足度は高いと評判ではありますが、あなたにとっての感想を5段階でお尋ねくださいと聞くと、みんな満足度が高いのだと思って、自分も高い評価をしてしまうというのが一般的にあるらしいです。

アンケートの設問次第で、回答を誘導できてしまうということがあります。今回のアンケートの作成は各部の職員がやって、それを総合政策部でまとめてアンケートとして出すということなのですが、こういったアンケートの設問の作り方だとか、回答の作り方、それから今、忙しい人向けに簡便な質問にするという内容を言いましたが、せつかく取るのにそれを簡便にしてよいのかという思いもあるのですが、職員研修とまでは言わないのですが、その辺りの周知をどのようにお考えでこの1年間運用されるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○(総合政策)企画政策室島谷主幹

誘導的な質問では、適切な結果が得られないなどの設問の設計に当たっての留意点につきましては、従来の郵送のアンケートと変わるものではなく、アンケートを作成する部署において留意すべきものと考えておりますが、こ

の制度を利用する職員には、そういったことも含めて周知してまいりたいと考えております。

**○委員長**

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時33分

再開 午後3時00分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

---

**○酒井委員**

**◎災害対策について**

それでは、災害・防災対策について質問いたします。

私は、代表質問で避難所マニュアルに、スフィア基準に基づく見直しを求めて質問いたしました。

スフィア基準とは、1、災害、紛争の影響を受けた人々には尊厳ある生活を営む権利がある。2、災害や紛争による苦痛を軽減するために実行可能なあらゆる手段が尽くされなくてはならないという二つの基本理念に基づいています。

私のスフィア基準に関する見解の代表質問について、市長は、内閣府が示す質の向上や被災者が尊厳ある生活を営む基準であるスフィア基準を踏まえ、避難所の環境改善に取り組むことは重要であると答弁しております。

それでは、災害や紛争による苦痛を軽減するために、実行可能なあらゆる手段が尽くされなければならないという観点での本市のお考えをお聞かせください。

**○（総務）災害対策室北出主幹**

スフィア基準の基本理念に対する本市の見解につきましては、被災した施設や断水、道路の寸断など被災地の状況により被災された方々の苦痛を軽減するため、避難所で必要とする支援物資などについては、被災者ニーズに対応したできる限りの支援が必要であり、尊厳を持った生活を送ることができるようスフィア基準を踏まえた生活環境の改善に取り組むことは重要であるものと考えております。

**○酒井委員**

私が聞いているのは、市長の答弁のときには尊厳の部分は言っているのですけれども、苦痛軽減、実行可能なあらゆる手段が尽くされなければならないというのがもう一つあるのです。こちらについてはいかがでしょうか。

**○（総務）災害対策室長**

苦痛の軽減のところ、被災者ニーズに対応したできる限りの支援で、あらゆる手段ということで答弁したところでございます。

**○酒井委員**

スフィア基準では、あらゆる手段を尽くしなさいと言っているのですけれども、できる限りとは言っていないのです。

ところで、2025年度中に小樽市地域防災計画と小樽市業務継続計画の見直しを踏まえた避難所運営マニュアルは2026年度中の改定ということでありまして、スフィア基準に沿った改定を目指すということで確認してほしいでしょうか。

○(総務)災害対策室北出主幹

避難所運営マニュアルの改定につきましては、避難所を開設するだけにとどまらず、スフィア基準に基づき質の向上に取り組むことは避難者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える基礎となりますので、内閣府が示す質の向上や、被災者が尊厳ある生活を営む基準であるスフィア基準に沿った改定を目指したいと考えております。

○酒井委員

それでは、避難所に関する取組、支援についてであります。

代表質問で、本市における携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレの備蓄については十分だとお考えかという質問に対して、「携帯トイレ、簡易トイレを備蓄しておりますが、北海道が示す想定避難者数や国が示す平均的な使用回数を踏まえますと、十分な備蓄とはなっておりません。」と答えております。

それでは、携帯トイレ、簡易トイレの備蓄数はそれぞれどれだけありますか。

○(総務)災害対策室北出主幹

現在、携帯トイレは1万220万枚、簡易トイレは340基を備蓄しております。

○酒井委員

十分ではないということでもありますけれども、携帯トイレ、簡易トイレはどれだけ必要だとお考えでしょうか。

○(総務)災害対策室北出主幹

携帯トイレにつきましては、北海道が示す想定避難者数5,780人に対し、1人1日5回、3日分とすると約8万7,000枚が必要となります。また、簡易トイレは20人に1基とすると約300基必要となり、簡易トイレは充足しておりますが、携帯トイレは約7万7,000枚不足していることとなります。

○酒井委員

それでは、不足する携帯トイレについてはどのようにしていく方針なのでしょうか。

○(総務)災害対策室北出主幹

計画的に備蓄数を増やしていくとともに、事業者との協定により対応してまいりたいと考えております。

○酒井委員

携帯トイレの価格について調べてみました。1個当たり数百円のものが多いです。しかし、7万7,000枚が不足しているということになりますと、大変な金額になることも想定されるわけでありまして。

ちなみに、一気に全部配備すると、幾らぐらいかかる見込みなのでしょうか。

○(総務)災害対策室北出主幹

概算ですが、約800万円を見込んでおります。

○酒井委員

行政で備蓄することは当然でありますけれども、ただ、限界はあると思うのです。御家庭で食料や飲料水を備えてほしいということをよく言われておりますけれども、携帯トイレを備蓄することも市民に呼びかけてはいかがでしょうか。

○(総務)災害対策室北出主幹

携帯トイレの備蓄につきましては、FMおたるや防災講話などを通じて呼びかけを行っているところですが、国の調査結果では、災害時用トイレを備蓄している方は2割ほどと低い結果になっておりますので、今後も引き続き呼びかけを行ってまいりたいと考えております。

○酒井委員

市によって備えるということも大事ですけれども、やはり個人でも同時に備えておくということで、より安心になるのかということも思います。

ところで、仮設トイレについてであります。答弁では、備蓄はしておらず、市内業者が保有するトイレの活用を

想定としております。内閣府の避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインでは、東日本大震災で起きたこととして、仮設トイレが来ない、仮設トイレが被災地の避難所に行き渡るまでに要した日数として、それぞれの日数が示されています。

それでは、それぞれの日数はどのようになっているのでしょうか。

○(総務) 災害対策室長北出主幹

仮設トイレが避難所に行き渡るまでに要した日数につきましては、3日以内と回答した自治体が34%、4日から7日以内と回答した自治体が17%、8日から14日以内と回答した自治体が28%、15日から30日以内と回答した自治体は7%、1か月以上と回答した自治体は14%となっております。

○酒井委員

岩手県、宮城県、福島県の特定被災地方公共団体29自治体の回答では、3日以内と回答した自治体は僅か34%、先ほど示されたとおりなのです。先ほど1か月以上というところが14%と示されましたが、最も日数を要した自治体は65日、1か月どころではないとされています。

それでは、本市では3日以内に行き渡る保証はあるのでしょうか。

○(総務) 災害対策室北出主幹

道路の寸断状況など被害の状況によりますので、3日以内に行き渡る保証はありませんが、できるだけ早く行き渡るよう対策を講じてまいりたいと考えております。

○酒井委員

できるだけ早くということなのですけれども、どの被災自治体もできるだけ早くやっているはずなのです。それにもかかわらず、2か月以上かかってしまうという例もあるわけなのです。

ところで、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインでは、避難所のトイレをすべて備蓄で賄うことは現実的ではなく、発生時に災害用トイレを迅速に調達できるよう、あらかじめ関係団体や事業者と協定を締結する等、連携体制を強化し、災害時に円滑に運用することが重要であるとされております。

本市における災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定の締結状況をお示しく下さい。

○(総務) 災害対策室北出主幹

本市では、70の団体と災害に関する協定を締結しており、その内訳としましては8区分に分けられ、物資供給に関するものが32、物資運搬・輸送に関するものが22、職員派遣に関するものが19、医療救護に関するものが5、災害広報に関するものが7、避難終了に関するものが11、ライフラインの復旧に関するものが7、その他が11となっております。

○酒井委員

一定程度示されたわけでありまして。これからもこうした協定などをしっかりと結んでいただいて、災害時における運輸ですとか、物資が円滑に活用できるようにお願いしたいと思います。

次に、トイレカー、トイレトレーラーについて質問いたします。

代表質問でトイレカー、トイレトレーラーについて質問いたしました。答弁では、災害時のトイレ環境の改善に効果があるとしながらも、購入費用、複数台、専用の車庫、こういった課題から直ちに導入することは難しいとされたわけでありまして。請求した資料を基に質問いたします。

まず、トイレトレーラー導入に係る検討についてお示しく下さい。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

トイレトレーラーにつきましては、北海道で唯一トイレトレーラーを導入している沼田町を訪問し聞き取りをしてまいりましたが、4室の水洗便座と汚水及び給水タンクを装備する牽引式のトレーラートイレを1台所有してお

り、停電時でも利用可能な仕様になっていることから、災害時のトイレ環境の改善には効果があるものと考えておりますが、本市の環境では複数台が必要となるなり、購入費用が高額となることや専用の車庫を利用することなどを考慮いたしますと、直ちに導入することは難しいのではないかと考えております。

**○酒井委員**

令和7年度地方財政計画では、災害発生時にトイレが確保できなくなる事態を想定し、機動性や衛生面に優れたトイレカーを備えることが有効であるとされています。そして、緊急防災・減災事業債の活用ができることを改めて明記しております。改めてというのは、令和6年度版にも書かれていたからであります。

なぜ、国は改めて明記したと思いますか。

**○(総務) 災害対策室安藤主幹**

令和7年度地方財政計画では、災害発生時にトイレが確保できなくなった場合、災害時における良好な生活環境の確保やボランティアを含む地方公共団体の災害応急対策に従事する者の継続的な活動が困難であり、被災地の状況に応じて、機動性や衛生面により優れたトイレカーを多様な場面で活用することが有効であることから、避難所における良好な生活環境や災害応急対策の継続性を確保するためのトイレカーの整備を進めるため、地方公共団体が行うトイレカーの整備に対して、財政措置として緊急防災・減災事業債が明記されております。

これらを国が明記した理由につきましては、災害応急対策の継続性を確保するために、機動性と衛生面に優れているトイレカーが有効であると評価されたためと考えております。

**○酒井委員**

代表質問での答弁では、沼田町が導入したトイレトレーラーを想定したと思われま。

地方財政計画の資料では、愛媛県宇和島市のトイレカーが掲載されておりました。2室型トイレカーとして軽四トラックベースを2台導入しているようであります。スズキキャリイとマツダボンゴトラックの0.8トンであります。こうした他都市の例は調査していますでしょうか。

**○(総務) 災害対策室安藤主幹**

他都市の例の調査につきましては、沼田町が参加した一般社団法人助け合いジャパンへのクラウドファンディング参加自治体の状況については確認しておりますが、その他のトイレカー等の保有自治体の個別の状況は調査しておりません。

**○酒井委員**

やはり調査していないということですが、まず愛媛県宇和島市の人口の規模は大体7万人です。ですから、そんなに小樽市と差があるわけではない。だけれども、しっかりと導入されているというわけなのです。

こうした他都市の例について、改めて調査するお考えはどうでしょうか。

**○(総務) 災害対策室安藤主幹**

今後、検討してまいりたいと考えております。

**○酒井委員**

先ほど言いましたスズキキャリイは軽トラックです。軽トラックベースですから、大規模な車庫は必要ないわけなのです。先ほどの沼田町の場合というのは、バス用の車庫でも全然足りないぐらい巨大な車庫ではなくては駄目で、たまたま機関車か何かのあれがあったものだから、そこに入れられたということがありますがけれども、軽トラックだったら大規模な車庫は要らないのです。それから、金額も2,000万円もかからないはずですよ。

それから、牽引免許が必要だと言いましたけれども、軽トラックを運転するのに牽引免許は要らないです、普通免許でいいです。しかも、導入には財政的に有利な緊急防災・減災事業債を活用できる。こういった他都市の例を聞いて、どのような所感をお持ちになったのでしょうか。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

軽四輪トラックベースの2室型トイレカーや、ボンゴトラックベースの多目的型トイレカーは、トイレトレーラーと比べると、整備費用の軽減が見込まれますので、今後、調査してまいりたいと考えております。

○酒井委員

この愛媛県宇和島市では、災害時には市内外の被災地に派遣しています。つまり、本市における災害のみならず、市外の災害の派遣に活用できるわけであります。同市は、能登半島地震、奥能登豪雨といったところに災害派遣しているわけであります。同様に、どういった所感をお持ちになったのでしょうか。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

災害時に他自治体に派遣し、支援することで経験を積むことや、日頃から他自治体と連携を図ることは、本市の災害対策の強化につながるものと考えております。

○酒井委員

平時においても広域活動を行う市内の団体への貸出し制度によって各種イベントなどで使用しているそうであります。本市でも、おたる潮まつりをはじめとしたイベントに活用できることも期待されますし、また、防災教育などで学校に派遣することもできるかもしれないし、いろいろな活用方法ができると思うし、市民の皆さんに災害に対してこういった備えがあるというアピールにもなるかもしれない。

今回の質問を機会に全市的な活用も含めた調査を検討することを求めますが、本市のお考えを伺います。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

トイレカーは、トイレトレーラーに比べると整備費用の軽減が見込まれるほか、各種イベントや防災教育で通用することにより、市民の防災意識啓発の効果もあるものと考えております。災害時のトイレの対応は重要であると認識しておりますので、まずは携帯トイレなど、緊急性がより高い災害備蓄品の整備を進めつつ、トイレカー、トレーラーを含め、トイレの対応には改めて総合的に考えてまいりたいと考えております。

○酒井委員

◎市職員について(会計年度任用職員の病気休暇・勤勉手当など)

次に、市職員について伺います。市職員の待遇改善を求めて質問いたします。

会計年度任用職員など、自治体の非常勤職員の病休が有給化されます。昨年12月17日に改正国家公務員育児休業法が全会一致で成立し、人事院規則が改正されています。総務省は、昨年12月2日付で通知を発出しています。

まず、子供の看護休暇に関する見直しは、どう書かれているのでしょうか。

○(総務) 職員課長

総務省通知における子供の看護休暇に関する記載ですけれども、まず1点目としまして、子供の行事、入園・卒園式、入学式への参加や感染症に伴う学級閉鎖等の場合でも、この休暇を取得可能となるように事由を拡大する。それから、2点目としまして、休暇の対象となる子供の範囲を小学校3年生終了時まで拡大すること。3点目としまして、非常勤職員の子供の看護休暇の取得要件から6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものという要件を削除するとなっております。

○酒井委員

その他非常勤職員の休暇に関する見直しでは、どのように書かれているのでしょうか。

○(総務) 職員課長

その他の休暇の見直しの記載ということですが、まず1点目としまして非常勤職員のいわゆる出生サポート休暇、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇、短期介護休暇につきまして、取得要件から6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものという要件を削除すること。2点目としまして、非常勤職員の私傷病に関わる病気休暇について有給化するとなっております。



○酒井委員

国の非常勤職員に係る病気休暇は、公務災害以外の私傷病によるものに限られ、公務災害による病気休暇は引き続き無休となっております。本市では、どのようになる見込みなのでしょうか。

○(総務)職員課長

本市の会計年度任用職員に係る扱いですけれども、私傷病による病気休暇もそうなのですが、公務災害による病気休暇も両方とも一定日数までは有給化する予定で考えております。

○酒井委員

一定程度と言っていましたけれども、公務災害も私傷病もどちらも有給になるということで、ひとまず安心したわけでありませう。

ところで、会計年度任用職員の有給病気休暇の日数は、どうなっているのでしょうか。

○(総務)職員課長

会計年度任用職員の任用条件で、週5日以上または年間217日以上勤務の会計年度任用職員、通常月曜日から金曜日の勤務といった方々ですと、公務災害による場合、私傷病による場合ともに、それぞれ年度に月10日まで有給とする予定であります。週4日以下の勤務日数が少ない方は、4日だと7日、3日だと5日という形で少し割り落としにはなります。

なお、私傷病による病気休暇につきましては、6月以上の任期が定められているものまたは6月以上継続勤務しているものというのが要件としてついできます。

○酒井委員

確認ですけれども、この10日の有給というのは、公務災害で10日、私傷病で10日ではなくて、全部で10日ということではよろしいですか。

○(総務)職員課長

通常、私傷病で取ったものが途中から公務災害になるということは想定していませんので、基本的にはそれぞれの事由で10日ということ考えています。

ただ、逆に言うとそれぞれで10日ですので、両方を合わせて20日取れるということではなくて、あくまでもそれぞれで10日ということ考えております。

一つの傷病があったときに合わせて20日取れるわけではなくて、例えば、プライベートで転んで骨折した場合ならそれについて10日まで有給で、それが通勤時に転倒したということであれば公務災害扱いになるので、それについては私傷病によるものとは別に年度につき10日ということになります。

○酒井委員

20日取れるということですか。

○(総務)職員課長

例えば、同じ年度に私傷病と別の公務災害であったとしたら、合わせて20日ということにはなりません。

○酒井委員

私の理解では、どちらも合わせて10日だと思っていたので、これはすごくいいと思いました。公務災害でも10日使えて、私傷病でも10日使えるということなので、かなり環境向上ではないかと思いました。

ところで、時期についてであります。4月からで確認してよろしいでしょうか。

○(総務)職員課長

この4月からの改正をする予定であります。

○酒井委員

次に、日本共産党は、会計年度任用職員の待遇について正職員と同じ待遇にすることを求めてまいりました。会

計年度任用職員の勤勉手当についても同様であります。

新年度予算の中では、会計年度任用職員の勤勉手当、正職員と同じ月数にということでありませけれども、この新年度予算で計上された経緯を示していただきたいです。

○(総務)職員課長

会計年度任用職員の勤勉手当に関しては、これまでの議会の中で以前も答弁させていただいたとおり、国からは会計年度任用職員の勤勉手当支給月数は正規職員と同じ月数であることが基本だということでは通知されていること、それから、所要額の全額ではないと考えられますけれども、一定の財政措置がなされているということが確認できましたので、令和7年度からは同じ月数に引き上げたいということで、今回、予算案ですとか条例案を提出させていただいております。

○酒井委員

待遇改善は本当によかったと思います。こうした正職員と同じ待遇にするということ、引き続き求めてまいりたいと思います。

次に、ナチュラルビズスタイルについて質問いたします。

第4回定例会でも一般質問いたしました。私は、道内各自治体でノーネクタイなど働きやすい服装を通年で職員に認める通年輕装、ナチュラルビズスタイルの導入が広がっていることを紹介し、答弁では、他市の状況把握、また職員アンケートの実施を通じて効果的な方策を検討してまいりたいと述べられました。

4月から通年輕装やナチュラルビズスタイルに変わることはあるのでしょうか。

○(総務)職員課長

今御質問にありました、前回の定例会で職員アンケートということをお願いしましたが、職員アンケートはまさに今実施中というか、回答が集まっているような状態でございます。まだ集計に時間がかかるかということもあるものですから、年度当初から変わるのには難しい状況かとは思っているのですが、5月に入りましたら、夏季軽装いわゆるクールビズの期間が入ってきますので、その期間中に、職員の軽装時のふさわしい服装、ドレスコードみたいなものを改めて整理し、職員アンケートの結果ですとか、他市の動向なども踏まえながら、クールビズ期間終了後、9月末までとなりますが、その後、通年輕装、ナチュラルビズスタイルの試行を行っていくかどうかを検討したいと考えております。

○酒井委員

今、集まっている最中ということで、これを機会に楽な服装で勤務できるようになったら本当にいいと思います。それに5月にもということなので、それもすごく期待したいと思います。

次に、同じく名札の問題について、私は質問しました。

名字のみになって、ついには平仮名のみになるということで、私は平仮名も広めていったらどうかという話をしたのですけれども、こういった名札関係ではどのようになっていますでしょうか。

○(総務)職員課長

この件に関しても、前回の議会でもお答えしたかと思うのですが、名札については所属長の判断ということで、現に平仮名表記にしている部署があります。現時点では、一律に全て平仮名表記にするところまでは考えてはいないのですが、引き続き各部署の状況に応じて、所属長の判断によりまして、平仮名表記とする対応は可能ということで、続けていきたいと思っております。

○酒井委員

◎教育について(課題が生じている学校、教員の心のケアなど)

次に、教育についてであります。課題が生じている学校についてであります。

学校の問題というのは、私はどこでも起こり得る問題だと思っているのです。例えば、私ごとではありますけれ

ども、私の小さいときの学校はとても荒れていた学校だったのです。手がつけられないような状況だったけれども、入れ替わり立ち替わり保護者の母親たちが授業参観みたいな形で来るようになって、次第に収まってきたということも身をもって実感しているわけであります。

本当はどこでも起こってはいけないことだけれども、小樽市に限らず、北海道に限らず、日本全国で起こり得ることだと思うのですが、この辺の認識についてお示しいただけますでしょうか。

○(教育) 学校教育支援室青柳主幹

市教委としましては、児童・生徒の指導上の課題は、どの学校でも起こり得る可能性があるものと考えておりますが、そのようにならないためには、日々の教職員の児童・生徒への挨拶、声かけ、励まし、称賛、対話及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけとともに、児童・生徒が主体的に学校のルールづくりに参画することなどが大切なことであると考えているところでございます。

○酒井委員

同様に、私は誰も悪者にしてはならないと思うのです。騒ぎを起こした子供もそうですし、周りにいた子供もそうですし、担任をしていた教師もそうですし、そうではない教師もそうですし、保護者も、それからそれ以外の方も悪者にしてはいけないと思うのです。

誰かをという形にはならないと思うのですけれども、その辺の認識はいかがでしょうか。

○(教育) 学校教育支援室青柳主幹

学校で生じている生徒指導上の課題の背景には様々な要因がありますので、学校は子供を信じて、心に寄り添い、課題に対して必死に対応しているところであり、子供が安心して授業や学校生活を送れるような風土を教職員の支援の下で児童・生徒が作り上げることが大切でありますので、誰かを悪者にすることはあってはならないものと考えております。

○酒井委員

つるし上げにはならないということで、私は安心しました。

最後に、教員の健康と命を守る観点で、衛生委員会設置を求めたいと思います。50人以上の事業所の中では、衛生委員会の設置が義務となっているわけであります。

小樽市の学校で、衛生委員会が設置されている例はあるでしょうか。

○(教育) 教育総務課長

小樽市内の小・中学校で申し上げますと、常時50人以上の教職員がいる学校はございませんので、衛生委員会は設置しておりません。

ただ、法律では、常時10名以上50人未満の教職員、従業員がいる場合のものにつきましては衛生推進員を選任することとなっておりますので、市内の小・中学校では衛生推進員を選任しているところでございます。

○小貫委員

◎議案第18号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案について

議案について、一つずつやっていきたいと思います。

二つの条例案で議案第18号と議案第23号、両方とも元となる法律が改悪されたことに関して、まず、議案第18号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案ですが、どのような刑法改正だったのか、説明してください。

○(総務) 栗山主幹

刑法改正の内容でございますが、条例に関わる部分は、懲役と禁錮を廃止して拘禁刑を創設するという改正でございます。

現行の刑罰の懲役と禁錮の違いは、懲役には作業の義務があり、禁錮にはその義務がないというもので、懲役では一律に作業を行わせることとされていますが、国は個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を推進するため、懲役と禁錮を廃止して、作業と指導を組み合わせることで実施することができる拘禁刑を創設したものであります。

○小貫委員

懲役が廃止されたこと自体はそんなに悪くはないと思うのですが、問題はそれが拘禁刑という形で一つにまとめられてしまったと。

懲役や禁錮というのは、それぞれどのような人に科せられるのか、お答えください。

○(総務) 栗山主幹

懲役と禁錮の対象でございますが、懲役と禁錮の両方が規定されている罪が多いようですが、刑法では懲役のみが規定されていて禁錮が規定されていない罪としては、殺人罪、傷害罪、脅迫罪、窃盗罪、詐欺罪、横領罪などがあり、禁錮のみが規定されていて懲役が規定されていない罪としては、内乱罪、業務上失火等罪、虚偽診断書等作成罪などがあります。

○小貫委員

殺人罪などの場合は懲役というお話でしたけれども、日本弁護士連合会の会長声明がこの問題で出されていて、国連被拘禁者処遇最低基準規則等の国際基準にのっとった制度とするための取組を開始すべきだとしているのですが、この国連の最低基準規則、通称ネルソン・マンデラ・ルールズと呼ばれるものですが、これでは、身体を拘束する刑罰は自由を奪うことによって犯罪者に苦痛を与えるものであり、それ以上の強制を刑罰の内容とすることはなるべく避けるべきだとしています。

国連でこうした方向性が示されたその意義について、まず、どのように認識されているかお答えください。

○(総務) 栗山主幹

国連被拘禁者処遇最低基準規則で拘禁刑の方向性が示された意義についてでございますが、被拘禁者が非人道的な取扱いなどを受けることがないようにするために示されたものと考えております。

○小貫委員

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律というのがありまして、その第30条について説明してください。

○(総務) 栗山主幹

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第30条では、「受刑者の処遇は、その者の年齢、資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。」と規定されております。

○小貫委員

マンデラ・ルールズに沿った話になっていると思うのですが、この刑務作業も改善更生も、あくまで受刑者の自覚に基づき、希望を踏まえて行うということなのですが、現行の処遇法の第93条について併せて説明してください。

○(総務) 栗山主幹

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第93条では、刑事施設の長は、禁錮受刑者又は拘留受刑者が刑事施設の長の指定する作業を行いたい旨の申出をした場合には、法務省令で定めるところにより、その作業を行うことを許すことができると規定されております。

○小貫委員

現行法は、禁錮受刑者が作業を行うことを許すことができるようになっていたのですが、これが、今回、刑法と併せて改正された第93条ではどのようになっているのかお答えください。

○(総務) 栗山主幹

刑事収容施設被収容者処遇法の改正後の第93条では、刑事施設の長は、受刑者に対し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るため必要と認められる場合には、作業を行わせるものとする。ただし、作業を行わせることが相当でないと認めるときは、この限りでないとして規定されております。

○小貫委員

作業を行わせる、つまり義務を課すというのが今回の中身です。先ほどの第30条と矛盾することになるわけです。これが拘禁刑ということになるのですが、やはりこのような規定がある拘禁刑は、受刑者の人間性を軽視することにつながりかねないと思うのですが、いかがでしょうか。

○(総務) 栗山主幹

改正後の第93条では、改善更生及び円滑な社会復帰を図るため必要と認められる場合にはという条件付で行わせると規定されております。また、作業を行わせることが相当でないと認めるときは、この限りでないとして規定されておりますので、国としては、あくまでも個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を推進するために改正したものだと考えております。

○小貫委員

法律の話ですから、あまりあれなのですけれども、先ほどのマンデラ・ルールズと照らし合わせても、今回の拘禁刑をそのまま条例に書き込むということは、やはり問題ではないか。刑事施設に拘置するということのみ規定して、受刑者の作業というのは、希望があるときにその機会を与える位置づけにする。懲罰が科されることがないような規定にすることが必要であって、それを条例に反映させることは問題だということを述べます。

◎議案第23号小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案について

小樽市職員退職手当支給条例第11条第11項第4号や第14項を変えるという条例案ですけれども、この条例に基づき、どのような方が支給されるのか、また市役所における実績についてお答えください。

○(総務) 職員課長

職員退職手当支給条例になりますが、まず前提として退職手当条例の中で失業者の退職手当というものがありまして、これは公務員の場合、退職時に退職手当という形で雇用保険の給付内容を超えるような給付がありますので、基本的に雇用保険法が適用除外となっているのですが、在職期間が短い場合ですとか、例えば懲戒免職になったというケースなどで退職手当が出なかったり、あるいはその雇用保険の給付内容を下回るような額しか出ないというような場合に、失業者の退職手当という形で雇用保険に相当する給付が受けられるものになっております。

今お話のありました職員退職手当支給条例第11条第11項、第14項の部分というのは、雇用保険における給付の中で就業促進手当といわれるものでありまして、再就職手当、就業促進定着手当、就業手当と種類がございまして早期の再就職を促すために、失業中、休職中に給付されるいわゆる基本手当を限度日数までもらい切らないうちに再就職した方に、言わばインセンティブな形での手当ということで支給されるものになっております。

ただ、本市におきましては、私ども職員課で事務処理している分では、ここ5年程度を見ましたけれども、この就業促進手当の支給実績というのはございません。

○小貫委員

市役所としては、今実績はないということなのですが、ただ、実際には変わると。

先ほど三つの手当を紹介していただきましたけれども、これがどのように変わるのか、説明してください。

○(総務) 職員課長

三つの手当ということで、まず再就職手当ですが、受給資格者が1年超の雇用見込みがある、言わば安定した職業に就いた場合で、そもそも所定給付日数の3分の1以上を残して再就職した場合に、支給残日数の60%または70%に基本手当の日額を乗じた額を一時金として支給するというものになっておりまして、これは今回の改正で変更は

ございません。

次に、就業促進定着手当についてですが、基本手当の受給者が早期に再就職して6か月間定着した場合に、離職前の賃金よりも再就職後の賃金が低下していたものにつきまして、低下した賃金分の6か月分を一時金として支給するものになっておりまして、現状ですと、基本手当支給残日数の最大40%が上限となっているところが4月の改正で条件が20%に引下げとなることになっております。

それから、就業手当ですが、受給資格者が安定した職業以外、これは1年以下の雇用見込みしかないことになるかと思いますが、安定した職業以外の職業に就いた場合で、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上残して就業した場合に、就業日ごとに基本手当日額の30%相当額が支給されるものでございまして、これが今回の改正で廃止となります。

#### ○小貫委員

まとめますけれども、要は、今、話を聞いていたら40%が20%になるものがあると。あと、廃止するものがあるということなので、市役所は、今、実績はないと言っていました、手当が縮小されるということで確認してほしいでしょうか。

#### ○(総務)職員課長

就業手当は、雇用保険の支給実績がほかのものに比べて非常に少ないということで廃止されると聞いておりますが、就業促進の定着手当の上限も引下げになるということで、そういう意味では、手当の縮小ということに当たるかと思っております。

#### ○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

#### ○委員長

立憲・市民連合に移します。

---

#### ○面野委員

##### ◎学校の照明設備改修事業費について

まず、照明設備改修事業費について、今回は教育委員会所管の小学校について伺ってきたいと思います。

教育委員会では、学校を含めて相当数の施設管理をされていることと思いますが、学校施設に関する令和7年度のLED化改修事業は、小学校分で塩谷、高島、稲穂、潮見台、桜、銭函各小学校で実施されると。また、いわゆる体育館のことだと思うのですが、予算説明書には、屋内運動場照明設備とされております。

初めに、市内小学校の屋内運動場照明設備がLED化されている学校数についてお示してください。

#### ○(教育)施設管理課長

LED化されている小学校数につきましては7校でございます。

#### ○面野委員

次に、令和7年度は6校の改修事業で2億3,920万円が計上されており、財源は全額市債と示されています。

まず、真っ先に調べられているとは思いますが、国などの補助メニューなどはなかったのでしょうか。

#### ○(教育)施設管理課長

学校施設環境改善交付金が該当してございますが、申請後の交付決定が未確定のため、予算計上時は市債とさせていただいているところでございます。

○面野委員

ちなみに、今、御紹介いただいたメニューがもし採択されるのであれば、いつ頃されるものですか。

○(教育)施設管理課長

明確に記憶はしてございませんが、4月、5月の申請から6月ぐらいには、交付の内定をいただいたと記憶してございます。

○面野委員

そちらの補助メニューになるのか、補助率は何割になるのですか。

○(教育)施設管理課長

今、御質問のありました交付金の補助率につきましては、3分の1になってございます。

○面野委員

小学校は全17小学校あると思うのですが、先ほど7校は既にもうLED化が実施されているということで、トータルして小学校の改修費用の総額というのは試算されているものなのか。また、残りの4校の実施年度は予定されているのか、お聞かせください。

○(教育)施設管理課長

試算につきましては、あくまで施設管理課としての概算算出のみとなっております。建設部への工事の積算依頼等は実施してございませんので、正式な試算をしているわけではございません。

また、工事を依頼する建設部や市全体としての予算の関係もございますので、大変申し訳ございませんが、実施年度についてはお示しすることができません。

○面野委員

それでは、LED照明というのは一般的に電力消費量が低いというメリットがございますので、LED化した後は、インシヤルコストは多額ですけれども、ランニングコストは圧縮できるのではないかと考えますが、電気代は何割程度削減できるかを計算したことはあるのでしょうか。

○(教育)施設管理課長

正確な数字は算出できてございませんが、一般的には3割程度と見込んでございます。

しかし、屋内運動場と校舎で分ける形での削減率となることから、今回実施します屋内運動場だけの割合でいきますと、1割ぐらいかと推定しているところでございます。

○面野委員

次に、学校には体育館以外にも照明設備がいろいろなところに設置されていると思うのですが、学校の施設内のLED化改修の優先順位はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○(教育)施設管理課長

小・中学校の屋内運動場、アリーナ照明のほとんどが水銀灯やナトリウム灯でございます。水銀灯につきましては、法律の施行に伴い、製造及び輸出入が原則禁止になったことから市場在庫が枯渇しており、安定器の故障等により不点灯となった照明の修繕についても困難となっております。

そういうこともありまして、まずは、市場在庫の枯渇状況等を踏まえまして、校舎よりも優先度の高い屋内運動場の照明として、小学校、中学校の順番。続いて校舎で、小学校、中学校でやっていきたいと考えてございます。

○面野委員

これから、まだLED化に必要な照明設備が残っているということですが、私もインターネットで調べたところ、メリット、デメリットはもちろんあるのですが、リース方式でLED化を実施している自治体も一部あるようなのです。

そういったリースでLED化改修していこうと検討をされたことはあるのでしょうか。

○(教育)施設管理課長

過年度ではございますが、庁内の関係課と検討したことがございます。

○面野委員

その検討結果で、直営といいますか、リースを選ばなかった理由はどんなことが挙げられますか。

○(教育)施設管理課長

事業費の財源といたしまして、先ほど御説明しました学校施設環境改善交付金を活用し、また市債を合わせた予算計上が有利と考えたものでございます。

現在の資材高騰等がございますので、委員がお話されましたリース等も含めまして、本市にとって有利なものがあるかは調査したいと考えてございます。

○面野委員

◎普通建設事業費について

次に、普通建設事業費について伺いたいと思います。

中長期財政収支計画では令和7年度の普通建設事業費が56億6,600万円と示されておりますが、今回の令和7年度の予算案では67億5,200万円ということで10億円以上の乖離が生じております。

計画時に、収支計画策定時に予定されていなかった事業はあったのか。また、計画時に予定していたけれども、令和7年度には実施せず、次年度以降に先送りした事業などがあれば御紹介いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○(財政)佐藤主幹

中長期財政収支計画で、令和7年度に予定していなかった普通建設事業の主なものといたしましては、まず中長期財政収支計画策定時点では、住宅事業については特別会計として整理しておりましたので、塩谷B住宅の建て替えと緑A住宅改善事業費を合わせまして約6億2,000万円は、一般会計の建設事業費では見込んでいなかったものであります。

また、小樽市総合博物館の施設整備事業費は冷暖房設備の更新1億5,500万円、それと市民会館の空調設備改修事業費9,500万円につきましては、故障等により更新するものでありまして、計画上、令和7年度では予定をしていなかったものであります。

先送りした事業につきましては、主なものとしまして、市民会館の大規模改修事業は空調設備改修を優先させることとしたため、令和8年度以降に送ることとしたものであります。このほか、令和7年度事業を複数年度にするなどで平準化を図ったものなどがございます。

○面野委員

その時々で急遽、優先しなければいけないもの等が生じているということは理解したのですが、中長期財政収支計画上では、普通建設事業費が令和9年度、10年度と総合体育館の整備で一時増加額の予定となっており、またその後、令和12年度、13年度は40億円台と少し額が上がっているのですが、現状の予定では市庁舎建設事業費が影響すると説明があり、今後の財政運営の厳しさについても中長期財政収支計画では言及されておりました。

そこで、代表質問の中でも各部予算要求額と査定後の予算額について伺いました。その中で、令和8年度以降に見送られた事業で目立っていたのが、先ほども質問した公共施設、市有施設のLED化の改修工事だと。生活環境部、消防本部でもLED化の改修工事が先送りされたという御答弁をいただきました。

今回、今ほど聞いた小学校の改修事業費は普通建設事業費に計上されているわけなのですが、今後、学校施設を含む各担当部署が所管する公共施設のLED化についても同様に普通建設事業費に計上される性質のものなのか、お聞かせください。



○(財政)佐藤主幹

公共施設のLED化につきましては、照明器具の取替えなど工事が伴うようなものは、普通建設事業に計上することになると考えております。

○面野委員

要は、電球だけを取り替えればいいというのは普通建設事業には盛り込まれないということでした。

今後、LED化に係る事業費はこの中長期財政収支計画に反映されているのか伺うのですが、もし反映されているとすれば、計画上では何年度まで盛り込まれているのか。また、反映されていないとすれば、これからLED化に係る必要な事業費というのは試算されているのか、御見解をお願いいたします。

○(財政)佐藤主幹

LED化事業につきましては、中長期財政収支計画では、小・中学校の屋内運動場など一部の事業費は概算で令和8年度までで見込んでおりますが、他の施設については見込んでいない状況であります。

また、現時点ではLED化にかかる全体的な費用を試算しておりませんので、今後、試算の上、収支見込みの時点修正に反映していく必要があると考えております。

○面野委員

これまでの議論を振り返ると、LED化の改修、更新は多額の費用、それから多くの時間を要するののかという印象を受けました。

今後、優先順位ですとか年度ごとに当てられる予算もきつと限りがあることなので、どうやって改修を進めていくかという検討をすることが望ましい状況なのかと考えておりますが、今ほど中長期財政収支計画については見直しを行うということだったのですが、全庁的にもどのぐらい変えなくてはいけないものがあって、どのぐらい時間とお金を要するののかといった方針を打ち出す必要があるのかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○財政部長

今お話のありましたLED化なのですが、代表質問でしたか、必要な施設数は100を超えるというお話もさせていただきましたので、かなりの費用がかかると思います。

ただ、今の時点で、どこまで費用がかかる、いつまでにできるという方針は定め切れておりません。今後、状況を把握してまいりたいと思いますし、今お話のありましたとおり、年度ごとで実施できる予算、また人的なリソースですとか、その辺の考慮も必要になります。ただ、LED化は必ずしていかなければならないと思いますので、しっかりと庁内で検討して進めてまいりたいと考えております。

○面野委員

報道ですとか、ネットの記事などを読んでみると2027年に製造が禁止されて、政府では2030年までに移行するよということが書かれている記事も見たのですが、その間、在庫もあるということで、速やかに改修工事をするのが一番よろしいのかと思うのですが、やはりそういった財源の確保ですとか、各自治体の状況もあると思いますので、しっかりその辺を進めていただきたいと思います。

◎教育用端末整備事業費について

次に、教育用端末整備事業費について伺います。

今回、令和7年度の予算では、中学校に1億2,083万5,000円、小学校には2億597万5,000円、合計で約3億2,681万円で予算計上がされております。

こちらは、北海道と市の共同事業というイメージで私は受け止めているのですが、北海道と市の更新時の予算額の負担割合はどのようなものになっているのでしょうか。

○(教育)施設管理課長

事業費総額の3分の2が補助、3分の1が市という形になってございます。

○面野委員

ざっくり北海道が約2億円、小樽市が約1億円となると思うのですが、資料要求をさせていただいて、まず更新台数と想定金額ということで、表を作っていました。

最初、見たときにまず感じたのが、令和2年度と比較すると台数が800台ぐらい減っているのに対して、金額が1億円弱上がっているということで、先ほど計算すると、単価でいうと令和2年度は約3万5,000円が令和7年度になると5万5,000円ということで、大幅に端末の値段も上がっているという印象を受けました。

令和7年度の5,942台が更新された後、使用しなくなる台数はどのぐらいを想定されているのですか。

○(教育)施設管理課長

令和2年度に6,791台を整備してございまして、その後に故障している台数等がございまして、一部修理している台数もございまして、それ以外で充電しながらでも使える台数でいきますと、少なくとも5,000台ぐらいはあろうかと考えてございます。

○面野委員

その5,000台の中で、今後、用途のある台数とか、用途はどのように考えられていますか。

○(教育)施設管理課長

明確な形での使い勝手についてはこれからになってはございますが、学校で教育用として使えるような形のもので、現在は考えているところでございます。

○面野委員

多分5,000台は全部使わないと思うので、何台かは予備ですとか職員の皆さんで使われることだと思うのですが、その辺の話は後でさせていただくのですが、破損した台数は押さえられていますでしょうか。

○(教育)学校教育支援室青柳主幹

端末の故障台数につきましては、小・中学校を合わせて令和3年度は80台、令和4年度は213台、令和5年度は261台でございます。

○面野委員

その中で、修理件数は、今ほどお示しいただいた中から令和3年度はゼロ台で、令和4年度が24台で、令和5年度が14台といった押さえでよろしいですか。

○(教育)施設管理課長

今、委員がおっしゃったとおり、故障の中から児童・生徒数が減る部分もございまして、必要な台数を修理させていただいていることとなります。

○面野委員

それでは、修理についてお伺いしたいのですが、やはりいろいろな壊れ方と修理の方法というか、負担のされ方、仕方があると思うのですが、ざっくりと学校側といいたまいますか、行政側と児童・生徒の個人側でそれぞれ負担した件数についてお示しいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○(教育)施設管理課長

負担者の件数でございまして、基本的には故意による破損等という部分が保護者の負担件数になりますので、令和5年度末まででございますと、2件が負担者割合ということでお支払いいただいたところでございます。

○面野委員

2件が故意で壊してしまったということだったのですが、この修理負担の規則などは設定されているのでしょうか。

○(教育)施設管理課長

規則等でございますが、小樽市1人1台端末弁償取扱要綱で定めてございます。

○面野委員

それでは、本題といたしましょうか、更新について質問させていただきたいと思います。

更新時に一般的には、私もスマートフォンですとかパソコンを買い換えると、データのバックアップですとか、アカウントの移行等、結構時間のかかる作業ですが、今回のこの教育用端末整備については、そういった移行、データのバックアップなどはどのようにして行うのでしょうか。

○(教育)施設管理課長

1人1台端末につきましては、クラウド環境で行っている形になります。

小樽市でいいますと、グーグル社のOSを使ってございますので、グーグル社のバックアップがまず一つとなっております。あと、第1期の端末から第2期の端末に更新するに当たりましてクラウド上になりますので、特に移行の必要はないと考えてございます。

○面野委員

児童・生徒、または学校の教員に特に負担がないということだと確認しました。

次に、更新する機種についてはどのような選定を行っておりますか。

○(教育)施設管理課長

機種選定ということの御質問でございますが、第1期と第2期も含めまして、学校の教員を含めた委員会を設けて、そこでOSを決定していただいているところでございます。

○面野委員

先ほどグーグルOSが使われているということだったのですが、引き続きグーグルOSで更新を行うという理解でよろしいですか。

○(教育)施設管理課長

グーグルなどのクロームOSを引き続き使う予定でございます。

○面野委員

多分、全国で少しずれはあるものの、一斉に教育用端末が更新されるということで、処分しなければいけない機械がこれから増えてくると思うのです。先ほど必要な分もあるということだったのですが、それ以外、数量は別として、端末はどのように処分する予定なのか、お聞かせください。

○(教育)施設管理課長

先ほど御質問の中にありましたけれども、活用していく端末もございまして、第1期の端末に係るセキュリティーパッチの更新期間までは使える端末は活用したいと考えてございます。

国からも、既存端末の適切な処分が重要と通知されてございますので、処分する場合につきましては、教職員用端末と同様にパソコン機器等のデータ消去及び廃棄について委託業務が必要だと考えてございます。

○面野委員

例えば、よく個人で買う場合ですとか、もしかしたら企業などもそうなのかもしれないですけども、購入時に下取りして、新しくなる機械の金額を下げたりですとか、中古市場に売却するとかいろいろ、これも一つの活用にはなると思うのですが、今回の5,000台ぐらい使用しなくなるものが、用途がどのぐらいあるか分からない機械を下取りに出したり、売却したりとか、例えば法律ですとか市の条例ですとか、社会通念上を踏まえて、そういった処分の仕方ではできるのかできないのかでいうと、どちらなのでしょう。

○(教育)施設管理課長

国から下取りがいい、悪いという通知は来ていませんので、明確にできるかできないかといいますと、できるのではないかと考えています。申し訳ございません、正確なお答えではございません。

### ○面野委員

環境的な面という部分もちろんありますし、単純に廃棄処分することになると、きっと廃棄処分料というものがかかってきますし、ただでどこかに渡すことはなかなか難しいと思うのですが、その辺、できるだけお金のかからない、もしくはプラスになるような方策が、法律上とか条例上、抵触しないのであれば、今後どのぐらい活用するか、用途が決まっているのか、台数は分からないということだったのですが、多分5,000台全部の活用がうまくできるということは現実的に難しいのかとも思いますので、そういった何か活用策というか、廃棄処分にお金のかからない方法というの、今後、研究していただきたいと思います。

引き続き、更新について質問させていただきますけれども、現在、端末には、先ほどクラウド上で全て完了することだったのですが、端末にはどのような個人情報が保存されているのか、お聞かせください。

### ○(教育)学校教育支援室青柳主幹

小樽市ICTに関する運用ルールにおいて、個人情報を保存しないこととしておりますので、端末には個人情報は保存されていないものと承知しております。

また、各学校においては、個人情報を保存しないよう、児童・生徒の写真や作成した学習資料などのデータにつきましては、端末ではなくクラウドに保存するよう指導しているところでございます。

### ○面野委員

では、個人情報は保存されていないのですけれども、端末にセキュリティー的な対策はされているのですか。

### ○(教育)施設管理課長

OSでありますグーグル社としてのセキュリティーに加えて、端末活用時にはQRコードを活用してございます。そのため、IDやパスワードによるログインは実施してございませんので、なりすましという部分では防げているのかと考えてございます。

### ○面野委員

それでは、GIGAスクール構想推進によって、令和3年度から1人1台端末の配布が実施されておりますけれども、紙教材、教科書や持ち帰りの資料などの軽減は図られているのか伺いたいと思います。

端末の導入前後で児童・生徒の登下校時の持ち物の重さの負担は改善されているのか、教育委員会の御見解をお聞かせください。

### ○(教育)学校教育支援室菊野主幹

委員の御指摘の紙教材、持ち帰りの資料、今ありました教科書やノート等を指すものと考えますが、日によっては1人1台端末の持ち帰りもございますことから、重さへの配慮も必要になります。

各学校におきましては、時間割ですとか、家庭学習で使用する教材なども考慮して、学習用具等を学校に置いていくことを認め、工夫しながら児童・生徒の負担軽減に取り組んでいるものと承知しております。

### ○面野委員

今、教科書のデジタル化というのが始まっているらしく、今年度、小学校5年生から中学校3年生までの英語の授業には導入されているという記事を見たのですが、市内の学校についてはどのようになっていますか。

### ○(教育)学校教育支援室菊野主幹

本市におきましても、国の事業におきまして、委員の御指摘のとおり、小学校5年生、6年生の外国語、そして中学校1年生から中学校3年生までにデジタル教科書が配備されてございます。

### ○面野委員

学校内のネットワーク環境に不足が生じているという課題も全国の事例ではあるようで、校内の無線通信関係が不安定だと、授業中に接続が途切れたり、同時接続が多くなると通信速度が低下してクラウド学習がスムーズに進まないなどの課題が発生しているようです。

本市の現場からも一部そういった課題というのを私にも指摘いただいておりますが、再度、調査の上、こういった通信環境の不足を解消していただきたいと思うのですが、その辺についての所感をいただきたいと思います。

○(教育)施設管理課長

令和4年度にネットワークアセスメントを実施しまして、令和5年度に改善したところがございます。その部分もありまして、現時点で授業等における通信速度による影響はないと考えてございます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

みらいに移します。

---

○中村(岩雄)委員

◎定住自立圏構想推進費について

まず、定住自立圏構想推進経費についてお聞きいたします。

北しりべし定住自立圏共生ビジョンは、平成22年に積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の近隣5町村と、中心地であります小樽市が定住自立圏形成協定を締結して以来、北しりべし定住自立圏共生ビジョンに基づいて様々な取組を行っていることを認識しております。

現在の第3次北しりべし定住自立圏共生ビジョンを見ますと、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の三つの分野に分かれており、その三つの分野に医療や産業振興、地域公共交通、人材の育成などの事業がひもづいておりますが、中でも広域観光については、重点取組事業となっていることを認識しております。

そこでお聞きいたします。まず、この定住自立圏構想推進経費の事業の目的について御説明ください。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

定住自立圏構想推進経費につきましては、北しりべし定住自立圏共生ビジョンに基づきまして、交流人口の増加や圏域の活性化を目的に各種事業を行うものでございます。

○中村(岩雄)委員

それでは、具体的な事業の内容についてですが、6市町村合同圏域PR事業について、どこで、年に何回ぐらい行っているのでしょうか、その内容について御説明ください。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

6市町村合同圏域PR事業につきましては、例年6月と10月の年2回、札幌市の手稲駅前自由通路あいくるにおきまして、各市町村の観光協会などが中心となりまして、市町村ごとにブースを出展し、地場製品の販売等を通じて、札幌圏にお住まいの皆様へ北後志のPRをしているものでございます。

○中村(岩雄)委員

次に、北後志直売所ガイドマップに移りますが、内容の説明をお願いいたします。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

北後志直売所ガイドマップにつきましては、圏域内の野菜や海産物の直売所、観光農園の一覧を掲載しているものでございます。

そのほか、各市町村のふるさと納税サイトや、余市町、仁木町ワイנטゥーリズムのサイトへも誘導できるようにリンクを掲載しているものでございます。

○中村(岩雄)委員

インバウンドですとかクルーズ船の寄港の増加など、まずは小樽市に来る多くの観光客を、小樽運河周辺の観光だけではなくて北後志地域へ周遊してもらう取組は、北しりべし定住自立圏共生ビジョンの取組において今後さらに必要だと思います。

今月中に、倶知安余市道路の余市インターチェンジから仁木インターチェンジ間が開通する予定になっております。今後、ますます札幌圏から北後志へのアクセスが向上いたしますので、例えば、仁木町や余市町のワイナリーまで足を伸ばすというきっかけにもなると思いますので、北後志への周遊観光が増えることは、小樽市を含めた北後志地域の魅力向上にもつながります。そして、小樽市にとってもメリットのあることであろうと思います。

現在の北しりべし定住自立圏共生ビジョンは今年度で終了となると伺っておりますけれども、令和7年度からの第4次共生ビジョンの策定作業を今年度行っていると聞いております。この広域観光について、新しいビジョンの中でも取り組む予定となっているのかについてお聞きしたいと思います。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

令和7年度からの第4次北しりべし定住自立圏共生ビジョンにおきましても、引き続き広域観光を重点取組事業とする予定となっております。圏域内の観光情報の発信、そしてクルーズ船に関して北後志産農産物のPRを引き続き行うなど、広域観光の取組を進めることとなっております。

○中村(岩雄)委員

どうぞ引き続き、この北しりべし定住自立圏共生ビジョンに基づいて定住自立圏でさらなる連携した取組をお願いしたいと思います。

◎人口対策・移住の取組について

次に、人口対策・移住の取組について伺います。

令和7年度当初予算主要事業を資料として頂いております。まちの強みと民の力による未来を志向したまちづくり、歴史や海・港などの本市の強みと市民・民間の力を最大限に活かしながら、人口対策をはじめ新たなにぎわいの創出、脱炭素など、時代の変化に柔軟に対応した未来志向のまちづくりを推進するとされております。また、人口対策として、社会減の抑制に向けて、「子育て」「しごと」「移住」を三つの柱とし、安心して子育てできる環境づくりを進めるとともに、事業・就業への支援に取り組むことにより、若年層の転出抑制や人材の確保等に努めながら、これらの取組と一体となった移住促進策を展開し、住み続けたい、移り住みたいと感じる「選ばれるまち」を目指しますとされております。

この中で、三つの柱の一つであります、「移住」に関する事業について伺ってまいります。

最初に、地域魅力発信事業費です。

この事業は、FMノースウェーブとの包括連携協定に基づくものと承知しておりますけれども、その協定の締結の経過や内容について改めてお聞かせください。

○(総合政策)企画政策室丸田主幹

小樽市とFMノースウェーブとの包括連携協定につきましては、令和5年7月に締結しております。

両者連携の下、相互に協力し、地域の活性化及び地域課題の解決に資することを目的に、連携事項としまして本市の魅力や情報の発信に関する事項、関係人口の創出拡大及び移住・定住の促進に関する事項、地域経済活性化に関する事項などを定めております。

本市といたしましては、札幌圏の若年層や子育て世代をメインターゲットとして、地域の魅力を発信し、関係人口の拡大創出を行い、将来の移住・定住につなげていきたいという意向があります。一方、FMノースウェーブにおきましては、開局30周年を契機として道内の市町村と連携して地域貢献に取り組むたいとの意向があり、その第1弾として、本市との連携協定に至ったものであります。

○中村(岩雄)委員

それでは、令和5年度から始まった事業ということなのですが、FMノースウェーブでは小樽市を取り上げた番組があると承知しておりますけれども、どのような番組なのか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○(総合政策)企画政策室丸田主幹

FMノースウェーブの番組ということでございます。朝の情報番組の中で毎週金曜日に5分間、「OTARU FULL OF DREAMS」と題しまして、小樽市を紹介するコーナーを放送しております。

人気パーソナリティでありますDJカツノリ氏が小樽市特命係長として小樽市の魅力を発信していくというものでございます。札幌市からもアクセスのよい本市での移住を考えている皆さんに、小樽市に住むのを検討してみませんか、山と海に囲まれた自然の中でお仕事をし、子育てにちょうどいい暮らしに出会えますと呼びかける内容になっておりまして、このコーナーでは、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターや小樽移住情報専用サイト「笑になるおたる」も紹介しております。

○中村(岩雄)委員

大変面白そうな内容なのですが、それでは、リスナーからの声など、どのような反応があるのか、分かればお聞かせください。

○(総合政策)企画政策室丸田主幹

どのような声かということでございますが、これまで番組を継続してきたことで、だんだんと周知につながってきたということで考えております。リスナーからは、しばらく小樽市に行っていなかったが行ってみたい、小樽市に行く機会が増えそうなど、多くのコメントをいただいていると伺っておりまして、関係人口の創出につながる取組になっているものと考えております。

○中村(岩雄)委員

それでは、本市においての最重要課題であります人口減少を抑制するために、人口集中が続く札幌市をターゲットに、本市の魅力を発信してシティプロモーションを実施することは大変重要なことと考えます。居住地としての本市の魅力を知ってもらって、関係人口から移住・定住につなげ、選ばれるまち小樽を目指す必要があります。引き続き、より効果的な事業となるように取組を進めていただきたいと思います。

次に、移住促進事業経費について伺います。前年度71万2,000円に対して今年度は111万4,000円と約40万円増額し予算計上されておりますが、この事業費の内容について、また増額になっている要因についてお聞かせください。

○(総合政策)企画政策室丸田主幹

移住促進事業経費につきましては、東京での移住フェアへの出展経費や、移住情報専用サイトの維持管理経費などを計上しております。

今回の事業費の増額の主な理由でございますが、現在、使用している移住検討者用のパンフレット「おたるくらし」というものですが、平成30年に作成したものを適宜修正しながら使用してきておりましたが、全体的に情報が古くなってきていること、残部が少なくなってきたこともあり、内容を一新し、リニューアルする経費を計上したものであります。

移住フェアなどで相談の多い、雪のある生活について、小樽市の生活費についてなどの内容を掲載するほか、令和5年2月から開設しております、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターの情報などを掲載し、移住を検討されている方にとって、より新鮮で必要な情報を提供できるように内容を充実させるものでございます。発行部数は前回と同様、3,000部を考えておりまして、移住相談窓口や移住フェア、各種物産展などで配布するツールとして活用したいと考えております。

○中村(岩雄)委員

次に、人口戦略推進事業費として400万円が計上されております。この事業の概要について伺います。

○(総合政策) 企画政策室丸田主幹

人口戦略推進事業費として計上している事業の概要ですが、小樽商工会議所に運営委託しております、「ひと旗」サポートセンター運営事業、保育園留学として北海道済生会が運営する発達支援事業所と連携して行う、親子ワークショップ実施事業、東京圏をターゲットに、短期間のアルバイトと観光を組み合わせた移住体験実施事業などの経費を計上しております。

○中村(岩雄) 委員

それでは、小樽商工会議所において開設されております、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターについて伺っていきます。

これについては、昨年10月の決算特別委員会でも伺いました。本市では、小樽市への移住希望者や創業・起業を目指す希望者のワンストップ窓口として、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターを開設しておりますが、移住希望者の相談、移住に伴う就職先の紹介やあっせん、小樽市での暮らしに必要な住まいや地域の情報のほか、起業の心得、融資、事業計画づくりのサポート、事業継承などあらゆる相談に対応してオンラインでの相談も可能とするなど、小樽市だけでは対応が難しかった移住希望者のニーズにも対応しているということでした。また、相談件数も増加傾向だとの御答弁をいただいておりますが、小樽商工会議所においても、移住・定住促進による人口減少対策の活動強化を進めていく方針であると伺っているところであります。

市と小樽商工会議所がこれまで以上に連携し、一体となって、移住促進、人口減少対策に取り組んでもらいたいと思いますけれども、新しい取組として検討している事項などがあればお聞かせください。

○(総合政策) 企画政策室丸田主幹

お仕事やお住まいなど行政では提供が難しい情報を含めまして、ワンストップでの情報提供を行い、安心して相談ができる窓口として、小樽商工会議所と連携しながらきめ細かな対応を継続して行ってまいりたいと考えております。

令和7年度からの新しい取組といたしましては、今まで市で行っていた移住支援金の予備申請手続を、新たにおたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターでも可能とするほか、移住後のフォローアップ体制として、SNSなどを活用した情報発信や移住者同士の交流の場となるコミュニティづくりなどを検討しているところです。

○中村(岩雄) 委員

検討、そして先にどんどん進んでいっていただきたいと思います。

次に、親子ワークショップについて伺っていきます。

済生会小樽病院で運営しております発達支援事業所きつずてらすと連携した取組とのことでしたが、この事業の内容について改めてお聞かせいただきたいと思います。

○(総合政策) 企画政策室丸田主幹

発達障害のある子供を持つ御家族に、一、二週間小樽市に滞在していただき、小樽市での生活を体験していただくことで、関係人口の創出、移住・定住につなげることを目的としております。

北海道済生会が運営する発達支援事業所きつずてらすを子供の療育先とし、作業療法士が設計した子供たち一人一人の個性に合わせたプログラムを実施するものです。商業施設内にある立地を生かした特色ある支援を行っている発達支援事業所であり、強みを生かした取組となっております。

○中村(岩雄) 委員

小樽市ならではの取組だと思います。

それでは、これまでの利用実績をお聞かせください。

○(総合政策) 企画政策室丸田主幹

事業を開始した令和5年度は1件、令和6年度は3件の御利用がありました。



○中村(岩雄)委員

数字を伺うと、これからだという感じがしております。課題がいろいろあるだろうと思いますけれども、乗り越えて前に進めていただきたい。

新年度に向けての新たな取組などがあれば、お聞かせください。

○(総合政策)企画政策室丸田主幹

新年度に向けての新たな取組でございます。SNSを活用したターゲティング広告や小樽市に特化したページの制作、実際に御利用になられた方の体験記をホームページで紹介することなどにより、事業の周知、広報の強化をより一層図ってまいりたいと考えております。

また、小樽市での滞在先の選択肢を増やすために、ウイングベイ小樽や済生会小樽病院の御協力もいただきながら、同じウイングベイ小樽の施設内にあるホテルと連携することを検討しております。

○中村(岩雄)委員

この事業は、築港地区ウイングベイ小樽のウエルネスタウン構想を推進する事業の一つでもあります。ソーシャルインクルージョンの取組としても有効であると考えます。

効果的に事業を推進していくためには、済生会小樽病院との連携が欠かせないと思います。事業開始から3年目となり、実際に体験された方々からの反応もよろしいと伺っておりますので、今後さらに事業の広報、周知も図りながら取組を前に進めていってほしいと思います。

移住支援事業費について伺います。市外からの移住者に対して、一定の要件の下で支援金を支給する事業と承知しておりますが、この制度の概要についてお知らせください。

○(総合政策)企画政策室丸田主幹

東京23区内に在住または通勤している方が小樽市に移住し、5年以上継続して居住する意思がある場合であって、移住支援金対象法人に就業した方などへ、単身の方には60万円、世帯の方には100万円を、さらに18歳未満の世帯員を連れて移住した場合は1人につき100万円を加算し、移住支援金として支給する制度となっております。

○中村(岩雄)委員

本市と同様の移住支援金制度を実施している自治体の中には、例えば南幌町のように移住支援金のほかに移住者を対象として住宅建築費を最大200万円まで助成する手厚い助成金制度を持つ自治体があります。

本市においても、支援制度を厚くしていったらどうかと考えますが、一方では財政的な課題もあるかと思えます。この辺の小樽市としての見解はいかがでしょうか。

○(総合政策)企画政策室丸田主幹

本事業は、北海道と共同して行う北海道UIJターン新規就業支援事業として行っております。この枠組みで行うことによりまして、国や道からも支援を受けながら事業を実施しておりまして、具体的には国が約2分の1、道が約4分の1を負担することで、本市の実質的な持ち出しは約4分の1となっております。

支援制度を厚くしてはどうかの御質問でありますけれども、自治体によっては助成制度を単費で行っている市町村もあるということで承知はしておりますが、本市の財政が厳しい中でどの施策を優先すべきなのかということかと考えております。

人口減少、東京一極集中は全国的な課題でもあります。日本全体の人口が減少している中で、移住者施策は人の奪い合いとなっているという側面があり、さらには自治体同士の過当競争につながるの御指摘もあるところです。

いずれにいたしましても、限られた財源の中で、費用対効果を考え、委員からの御指摘も踏まえながら、どのような移住施策を優先的に行っていくべきかは、この事業に限らず不断に検討してまいりたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来人口推計では、本市の推計人口は30年間で人口が半減する。2050年

には5万5,000人になるという大変厳しい推計結果となっております。昨年、人口戦略会議が公表したレポートによりますと、道内179の自治体中、本市を含めた117の自治体、65%の自治体が消滅可能性自治体とされました。

また、先日の報道では、令和6年の人口動態統計が発表され、全国の出生数が72万人と9年連続で過去最少を更新したとされました。また、北海道においても、令和6年の出生数は2万3,505人ということで過去最少を記録しております。

先日の市長の小樽市政執行方針の中でも触れられておりますとおり、本市の昨年の出生数は311人とピーク時の10分の1以下となっております。こうした厳しい状況の中にあつて、人口対策は本市の最重要課題であります。引き続き、移住促進対策を含めて、人口対策にしっかりと取り組んでもらいたいと思います。

#### ◎市政アンケートモニター事業費について

市政アンケートモニター事業費について質問してまいります。

新規事業として、市政アンケートモニター事業費として70万円が計上されております。令和7年度当初予算主要事業には、この事業費について市民のニーズを適切なタイミングで迅速に把握するとともに、市政への市民参加を図るため、オンラインでアンケートを都度配信するインターネットアンケートモニター制度を導入、回答実績に応じて、デジタルギフトによる謝礼を進呈と記載されております。

詳細な制度設計は、予算議決後に決められることと思います。現時点で想定している範囲で結構ですので、この事業の概要についてもう少し詳しくお知らせください。

#### ○（総合政策）企画政策室島谷主幹

事業の概要につきましてですが、まずモニター会員の名簿を作成するため、市内在住の1,000人程度の会員登録を想定し、広報おたるやSNSで募集いたします。その結果、登録人数に不足することが考えられますので、その場合は不足人数プラスアルファの人数を無作為抽出して、案内はがきを送付し、登録を依頼いたします。各部で実施するアンケートを都度メールで登録者へ配信し、電子申請システム、LOGOフォームを使用してオンラインで回答してもらいます。

1年間の回答実績等に応じてデジタルギフトにより謝礼を配布いたします。継続的な回答数を確保するためのインセンティブとして、1人当たり500円相当程度を考えております。

#### ○中村（岩雄）委員

それでは、会員として登録いただくモニターの方というのは、町内会や団体の代表者などということではなくて、広く一般の市民の方から募るとのことだと理解いたしました。

そこで、公平性を担保するという観点からお聞きいたします。募集して登録したほうが、一部の地域の方が非常に多くなってしまったり、年齢層が若い方ばかりになってしまうなどをどうしても心配してしまいますが、その点はどうお考えでしょうか。

#### ○（総合政策）企画政策室島谷主幹

モニター会員の偏りの懸念についてですが、先ほど御説明しましたように、モニターの募集は2段階で行いますので、広報やSNSで募集した際に、例えば年齢、地域に大きな偏りが見られたのであれば、案内はがきによる募集の際に、薄い層に集中的に送付するように抽出して送付することで、偏りに補正をかけていくようにしたいと考えております。

#### ○中村（岩雄）委員

こういった市政モニターの制度は、他都市でも導入していると承知しておりますけれども、このたび本市がこの制度を導入することで想定している効果やメリットにはどのようなものがありますか、お知らせください。

#### ○（総合政策）企画政策室島谷主幹

本制度を導入することで想定される効果、メリットについてですが、アンケートが必要となった時点で適時実施

することで、迅速に市民のニーズを把握することが可能となること、デジタルでより簡便に回答できることにより、市政参加と市政の理解促進につながることで、全庁的に利用することでアンケート調査にかかるコスト削減につながるといったことが想定されます。

**○中村（岩雄）委員**

今、コスト削減になるということもお話しいただきましたが、従来のアンケート方法と今回導入する市政アンケートモニター制度でのアンケートについて、双方のコストを比較するとどのような違いがあるのでしょうか。大まかな仮の試算でも結構ですので、お示しいただければお願いいたします。

**○（総合政策）企画政策室島谷主幹**

大まかな試算での従来と新制度でのコスト比較ですが、まず、市政アンケートモニター制度の場合ですが、登録のための案内はがきの郵送料、デジタルギフト代と手数料、配信料で合計70万円です。従来の紙でアンケートを行う場合ですが、これまでの第7次小樽市総合計画・小樽市自治基本条例市民アンケートと同様のアンケートを実施するとしますと、2,000件に送付する封書及び用紙代、郵送料で約32万円となります。ただし、従来の方法の場合は、アンケートを実施すればするほど、その分が上乘せされることとなります。

**○中村（岩雄）委員**

これはあくまでも仮定の話でありますけれども、実施するアンケートの回数が多いほどコスト削減の効果がある、またアンケートが必要となった時点で迅速に、タイムリーに実施することができるということですが、これまで小樽市総合計画の指標に係るアンケート調査を行っております。また、各部の様々な計画事業の検討に当たってのアンケートなど、今後いろいろと実施する機会があることと思いますので、可能なものはこの制度を活用して市政への市民参加と理解促進につなげていただきたいと思いますし、モニター会員の募集には、広報おたるやSNSを活用する予定であるとお聞きしましたが、市民の皆さんへの周知には、私どもも可能な方法で協力していきたいと思っております。

ただ、先ほど来、橋本委員、松岩委員の御指摘にもありましたように、年代、性別、地域の偏り、また思想、信条、政治的にいろいろな立場の方々がいる中で、あるいは設問次第でバイアスがかかって、誘導の方法が変わるなど大変微妙でデリケートな側面もあります。また、さらにインセンティブの方法にもまだ課題がありそうだという指摘もありますので、まずは慎重に進めていっていただきたいと思います。

**◎学校のフッ化物洗口について**

次に、フッ化物洗口について伺っていきます。

まず、フッ化物洗口の意義についてお聞かせください。

**○（教育）学校教育支援室南主幹**

学校でのフッ化物洗口を行う意義といたしましては、子供たちの齲蝕を少しでも減らしたいという思いがありまして、齲蝕罹患率を改善するためには、全ての児童が平等に機会を得られるような仕組みで対策することが必要であると考えたものです。

**○中村（岩雄）委員**

過去も、小樽市での導入までいろいろありました。もう十数年前になりますけれども、この議会の場で取り上げた記憶もありますが、かなり時間がかかってしまったと。

主な経緯のことでいいのですが、小樽市での導入までの経緯について示してください。

**○（教育）学校教育支援室南主幹**

北海道と道教委は、平成21年6月に、北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例を施行するなどして、フッ化物洗口が最も効果的な歯科予防策対策として取組を進めておりましたが、本市におきましては、教職員や保護者の安全性や有効性に対する周知、また担当する教職員の業務分担など、これまで整理が必要な項目があったという経緯

があります。

このたびの導入に当たりましては、保護者への説明会を通じまして安全性の周知に努めたほか、校長会や教職員に対しては、オンラインでの説明会や研修を通じて、フッ化物洗口に対する理解が進むように取組を行ったというところでございます。

○中村(岩雄)委員

主な経緯について分かりました。

小樽市で実施に至った主な理由についてお聞かせください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

フッ化物洗口は、道内の9割以上の市町村で導入されまして、後志管内でも小樽市以外は全ての市町村で実施されておりまして、道教委が作成しているフッ化物洗口の手引の中でも、その実施によって齲歯率が下がっているという効果があると記載されております。全国、全道の値と比較して、本市における児童の齲歯罹患率が高いので、改善して、児童の健康を維持する必要があるということから、フッ化物洗口の実施に至ったというところでございます。

○中村(岩雄)委員

これまでのいろいろな課題がかなり整理されたということだと思うのですが、実施方法について具体的にどのような方法でやっているのかをお聞かせください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

保護者から同意を得ました児童に対して、毎週1回、各学級や水飲み場などで使い捨ての紙コップに注がれた濃度0.2%のフッ化物水溶液10ミリリットルを口に含み、下を向いた状態で30秒間口の中をすすぐという方法で実施しております。すすいだ後の洗口液は、手持ちの紙コップの中に吐き出して、ティッシュ等で口をすすいで、口を拭いたティッシュは紙コップに詰めて洗口液を吸わせて、まとめてビニール袋で廃棄するという流れで実施しているところです。

○中村(岩雄)委員

それでは、今、使用している薬剤はどのようなものを使っているのかについて、お聞かせください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

薬剤ということでございますが、フッ化物洗口の実施に当たっては安全性を考慮しまして、薬剤を溶かすタイプではなく、あらかじめ希釈された濃度0.2%の水溶液である株式会社ジーシー昭和薬品というところのオラブリス洗口液という薬剤を使用しております。

○中村(岩雄)委員

それでは、小樽市の実施率はどのようになっていますか、お聞かせください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

実施率につきましては、昨年11月7日現在で、約半数強の51%となっております。

○中村(岩雄)委員

それでは、現在までで、市内各小学校で、例えばフッ化物洗口をする、しないでの何かいじめのようなトラブルがあるとか、何か問題、課題があるのかどうか、この辺を報告してください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

現時点では、市内各小学校で順調に進んでおりますので、市教委に大きなトラブルなどは聞いておりません。

○中村(岩雄)委員

それでは、小樽市医師会とも以前からいろいろ意見交換をしてきましたけれども、歯科医師会との連携についてはどのようになっていますか、お聞かせください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

各家庭に配布します通知、または歯磨き指導の啓発のパンフレットの作成などにおいて、専門的な見地から指導、助言をいただくとともに、教職員に向けたオンラインの啓発用動画を作成していただくなど御協力いただいているところであり、今後も引き続き指導、助言をいただきながら進めていきたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

歯科医師会との連携をしっかりとっていただきたいと思います。

それでは、実施率をお聞きしましたが、今後、実施率を上げていくための何かよき方策でもありましたら、お聞かせください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

年度当初に市内小学校の全児童を対象に啓発用のパンフレットを配布して、フッ化物の効果について周知することによって、今まで参加を見合わせていた方に御参加いただくよう促すことで実施率の向上につなげていきたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

これは、強制とか押しつけるものではありませんので、あまりとられるものではありませんけれども、他市町村の動向などを見ましても、年数が経過するごとに実施率が少しずつ上昇しているともお聞きしております。その辺を見ながら御努力いただきたいと思います。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。